

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	1
○道路の区域変更(4件) (道路課)	1
○道路の供用開始(3件) (")	2
公 告	
○換地計画の適否決定(佐川町) (農業基盤課)	2
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	2
○政治団体異動の届出	3
○政治団体解散の届出	3
○告示(政治団体の収支に関する報告書の要旨)の訂正(4件)	3
監査公表	
○随時監査の執行結果(治山林道課ほか)	4
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	21
落札公告	
○落札者等の公告 (市町村振興課)	23

告 示

高知県告示第667号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、佐川町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成19年10月16日

高知県知事 橋本 大二郎

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
永野	古市	1667の3の一部、1667の4の一部	永野	囃田

鉢ヶ森	2937の3、2939の2、2939の3の一部、2939の4の一部、2940の2、2940の3の一部、2942の2、2943の2、2943の3
古市	1670、1675、1676の1、1677の1、1677の5
鉢ヶ森	2926の3の一部、2926の4の一部、2932の3の一部、2932の4、2932の5の一部、2932の6、2933の2の一部、2933の4の一部、2934の1から2934の3まで、2934の4の一部、2935の2の一部、2935の3の一部、2935の4
古市	1674の1の一部、1674の2
梅ノ木	1750の1、1754の5の一部
囃田	2956の2の一部、2956の4の一部
梅ノ木	1763の1の一部、1764の1の一部
鉢ヶ森	2912の1の一部、2912の2の一部、2912の3の一部
	2912の2の一部、2912の3の一部、2914の5、2914の6の一部
囃田	2962の3の一部、2965の2の一部、2965の3の一部、2965の4、2966の1、2966の3の一部、2967の5の一部

是岡

鉢ヶ森

南谷

梅ノ木

古市

備考 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である国有地及び町有地の一部を含むものとする。

高知県告示第668号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年10月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月16日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奥西川岸本
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市香我美町上分字丑ヶ谷3342番1から 香南市香我美町徳王子字蛸3801番1まで	前	11.5 }	393
	後	19.5 }	
		86.0	393

高知県告示第669号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年10月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月16日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 作屋影野停車場
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町下呉地字榑田730番から 高岡郡四万十町下呉地字下影野169番1まで	前	4.8 }	206
		11.6	

高岡郡四万十町下呉地字権田730番1から	後	7.0	206
高岡郡四万十町下呉地字下影野169番1まで		32.2	

高知県告示第670号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年10月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成19年10月16日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中津公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町下名野川字カミヤシキ183番2から	前	3.5	270
		6.5	
吾川郡仁淀川町下名野川字タシロ143番14まで	後	5.8	270
		25.0	

高知県告示第671号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年10月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成19年10月16日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 北本町領石
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	前	8.2	222

高知市一宮中町一丁目1089番から 高知市一宮西町一丁目1016番まで	後	12.7	222
		14.3	
		21.5	

高知県告示第672号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年10月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成19年10月16日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奥西川岸本
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
香南市香我美町上分字丑ヶ谷3342番1から 香南市香我美町徳王子字堂3801番1まで	393	平成19年10月16日

高知県告示第673号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年10月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成19年10月16日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 作屋影野停車場
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町下呉地字権田730番1から 高岡郡四万十町下呉地字下影野169番1まで	206	平成19年10月16日

高知県告示第674号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年10月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成19年10月16日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中津公園
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡仁淀川町下名野川字カミヤシキ183番2から 吾川郡仁淀川町下名野川字タシロ143番14まで	270	平成19年10月16日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、佐川町の行う台ヶ森地区（台ヶ森2換地区）の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年10月16日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 縦覧に供する書類
(1) 換地計画書の写し
(2) 現形図及び換地図

2 縦覧期間
平成19年10月16日から同年11月13日まで

3 縦覧場所
佐川町役場

4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第108号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成19年10月16日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜
その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
堀内としあき後援会	谷口 文和	堀内 啓子	南国市稲生井川2189-2	平19・9・14

高知県選挙管理委員会告示第109号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成19年10月16日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

政党

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	民主党高知県総支部連合会	平野 貞夫	異動なし	異動なし	平19・9・7
異動後		近藤 強			
異動前	民主党高知県第1区総支部	五島 正規	異動なし	高知市棧橋通四丁目12-11	平19・9・26
異動後		田村 久美子		高知市本町四丁目2-39	
異動前	自由民主党いの支部	岡 健市	異動なし	吾川郡いの町菊薬2281-7	平19・9・28
異動後		伊藤 浩市		吾川郡いの町波川1733-1	

その他の政治団体

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	野村栄一後援会	異動なし	異動なし	高知市介良甲844-3	平19・9・4
異動後				高知市介良乙3067-6	

高知県選挙管理委員会告示第110号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成19年10月16日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
稲毛延年後援会	幡多郡大月町弘見2295	林 勇吉	解散	平19・9・4
石村けんいち後援会	吾川郡春野町南ヶ丘二丁目8-10	松尾 健吉	解散	平19・9・12
健導会	吾川郡春野町東諸木2763	岡崎 健	解散	平19・9・14
みんなの会	四万十市中村愛宕町17	明神 三幸	解散	平19・9・25

高知県選挙管理委員会告示第111号

平成16年10月高知県選挙管理委員会告示第87号(政治団体の収支に関する報告書の要旨)の一部を次のように訂正する。

平成19年10月16日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

第1 定例報告のその他の政治団体の福井てる後援会の表中

「2 支出総額	<u>32,972,071円</u>
3 収入の内訳	

寄 附	31,880,000円
政治団体分合計	31,880,000円
[寄附の内訳]	<u>31,880,000円</u>

政治団体分	(金額)	(事務所の所在地)
(寄附者の名称)		
自由民主党高知県第一選挙区支部	16,600,000円	高知市
照 援 会	8,280,000円	〃
福井てる君を育てる会	7,000,000円	東京都千代田区

4 支出の内訳	
経常経費	16,482,357円
人件費	7,240,871円
備品・消耗品費	3,927,642円
事務所費	5,313,844円
政治活動費	16,489,714円
組織活動費	10,368,083円
機関紙誌の発行その他の事業費	5,423,242円
機関紙誌の発行事業費	107,310円
宣伝事業費	460,732円
政治資金パーティー開催事業費	4,855,200円
調査研究費	426,559円
寄附・交付金	240,000円
その他の経費	31,830円
合計	<u>32,972,071円</u>

を
「2 支出総額 32,902,071円

3 収入の内訳	
寄 附	31,880,000円
個人分	900,000円
政治団体分合計	30,980,000円
[寄附の内訳]	<u>31,880,000円</u>

個人分	(金額)	(住所)
(寄附者の氏名)		
福 井 照	900,000円	高知市
政治団体分	(金額)	(事務所の所在地)
(寄附者の名称)		
自由民主党高知県第一選挙区支部	15,700,000円	高知市

照 援 会	8,280,000円	〃
福井てる君を育 てる会	7,000,000円	東京都千代田区
4 支出の内訳		
経 常 経 費	<u>16,482,357円</u>	
人 件 費	7,240,871円	
備品・消耗品費	3,927,642円	
事 務 所 費	5,313,844円	
政 治 活 動 費	<u>16,419,714円</u>	
組 織 活 動 費	10,368,083円	
機関紙誌の発行その他の事業費	5,423,242円	
機関紙誌の発行事業費	107,310円	
宣伝事業費	460,732円	
政治資金パーティー開催事業費	4,855,200円	
調 査 研 究 費	426,559円	
寄 附 ・ 交 付 金	170,000円	
その他の経費	31,830円	
合 計	<u>32,902,071円</u>	

に訂正する。

高知県選挙管理委員会告示第112号

平成17年10月高知県選挙管理委員会告示第94号（政治団体の収支に関する報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成19年10月16日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

第1 定例報告のその他の政治団体の福井てる後援会の表中

「1 収入総額	<u>33,087,259円</u>
前年繰越額	77,259円
本年収入額	33,010,000円」

を

「1 収入総額	<u>33,157,259円</u>
前年繰越額	147,259円
本年収入額	33,010,000円」

に訂正する。

高知県選挙管理委員会告示第113号

平成18年10月高知県選挙管理委員会告示第78号（政治団体の収支に関する報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成19年10月16日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

第1 定例報告のその他の政治団体の福井てる後援会の表中

「1 収入総額	<u>21,525,180円</u>
前年繰越額	1,223,813円
本年収入額	20,301,367円」

を

「1 収入総額	<u>21,595,180円</u>
前年繰越額	1,293,813円

本年収入額 20,301,367円」

に訂正する。

高知県選挙管理委員会告示第114号

平成19年9月高知県選挙管理委員会告示第107号（政治団体の収支に関する報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成19年10月16日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

第1 定例報告のその他の政治団体の竹村暢文後援会の表中

「個人の負担する党費又は会費	<u>300,000円</u>
合 計	<u>300,000円</u> 」

を

「個人の負担する党費又は会費	<u>300,000円</u>
	116人

合 計	<u>300,000円</u> 」
-----	-------------------

に訂正する。

第1 定例報告のその他の政治団体の福井てる後援会の表中

「1 収入総額	<u>21,756,671円</u>
前年繰越額	375,201円
本年収入額	21,381,470円」

を

「1 収入総額	<u>21,826,671円</u>
前年繰越額	445,201円
本年収入額	21,381,470円」

に訂正する。

監 査 公 表

監査公表第17号

平成19年10月16日

高知県監査委員 武石 利彦
同 植田 壮一郎
同 坂本 千代
同 奴田原 訂

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき高知県森林部治山林道課及び5林業事務所の監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成19年度

監 査 結 果 報 告 書

〔林業事務所が施工する工事の監督業務及び完成検査業務の執行状況について〕

高 知 県 監 査 委 員

目 次

「林業事務所が施工する工事の監督業務及び完成検査業務の執行状況について」

- 第1 監査の概要 6
 - 1 監査の趣旨 6
 - 2 監査の実施概要 6
 - (1) 監査の対象機関 6
 - (2) 監査の対象 6
 - 3 監査の実施に至る経緯 6
 - 4 監査の実施期間 6
 - 5 監査の実施方法 7
 - (1) 書面調査 7
 - (2) 聞き取り調査 7
 - (3) 監査委員による聞き取り調査 7
- 第2 監査の結果 7
 - 1 林業事務所の概要 7
 - (1) 職員数の推移 7
 - (2) 工事箇所数及び事業費の推移 7
 - (3) 平成18年度工事執行状況調 8
 - 2 林業事務所が施工する工事の監督業務及び完成検査業務の概要 8
 - 3 林業事務所と山林協会との関係 8
 - (1) 山林協会の目的及び事業内容 8
 - (2) 山林協会の監督業務補助員の推移 8
 - (3) 山林協会に対する業務の委託 8
 - (4) 委託件数及び委託額の推移 9
 - (5) 監督補助業務の内容 9
 - (6) 監督職員と監督業務補助員の業務分担 10
 - 4 書面調査の結果の概要 10
 - (1) 監督職員の現場把握の状況 10
 - (2) 完成検査の実施状況 11
 - (3) 監査の過程で明らかになった不適正な事例 11
 - 5 聞き取り調査の概要 11
 - (1) 委託契約 11
 - (2) 現場立会 11
 - (3) 段階確認 11
 - (4) 現場での段階確認の割合が少ない事例の理由 11

(5) 監督業務補助員との連携	11
(6) 監督職員の業務の把握	12
(7) 監督業務補助員の業務の把握	12
(8) 工事日誌による業務把握	12
(9) 監督業務補助員から提出される業務報告書	12
(10) 段階確認実施表による業務把握	12
(11) 完成図が提出されたときの現場測定	12
(12) その他	12
6 監督委員による聞き取り調査の概要	12
(1) 段階確認において、現場での立会の割合に大きな開きがあること	12
(2) 今後における監督補助業務の委託	12
(3) 委託するか否かの判断	12
(4) 委託していない工事の監督補助業務をさせていたこと	12
(5) 個別の指摘	13
第3 総括	14
1 問題点	14
(1) 監督補助業務に関する委託契約	14
(2) 監督業務のあり方	14
(3) 現場確認率	14
(4) 監査の中で明らかになった不適正な事例	14
2 意見	14
(1) 監督補助業務に関する委託契約のあり方	14
(2) 監督業務のあり方	15
(3) 監査の中で明らかになった不適正な事例	15
(4) 森林土木技術職員の養成システム	15
(5) 事務の簡素化	15
(6) 監督補助業務の継続	15
(7) 自主点検	15
3 まとめ	15
資 料	
工事種類別事務所別の監督職員の立会及び監督補助職員業務日数	16

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき、各林業事務所が施工する工事の監督業務及び完成検査業務の執行状況について、随時監査を実施したものである。

2 監査の実施概要

(1) 監査対象機関

監査対象機関は、森林部治山林道課及び次の5林業事務所とした。

- ・安芸林業事務所
- ・中央東林業事務所（嶺北林業振興事務所を除く。）
- ・中央西林業事務所
- ・須崎林業事務所
- ・幡多林業事務所

(2) 監査の対象

社団法人高知県山林協会（以下「山林協会」という。）に監督補助業務を委託した工事のうち、次に掲げる事項について監査を実施した。

- ア 監督補助業務委託契約に関する事務
- イ 平成18年度に完成したすべての工事の監督業務及び検査業務
- ウ 監督業務と監督補助業務との関係

3 監査の実施に至る経緯

平成19年度の須崎林業事務所に対する定期監査で、次のような不適正な事例が明らかとなった。

平成18年度岡本林地荒廃防止工事（林地荒廃第120号）は、山腹に土留工と法面工を施工する工事であるところ、法面工としての植生基材吹付工を第1回設計変更では、土質によりラス金網有（面積＝204.4平方メートル）とラス金網無（面積＝467.5平方メートル）の客土吹付工（厚さ1センチメートル）で施工することとした。

しかし、施工状況を見ると、ラス金網無の客土吹付工（施工単価1平方メートル当たり834円）区域は、施工単価が安価（1平方メートル当たり204円）な種子散布工が施工され、出来形と設計内容が相違していた。そのため、設計内容と比べて、442,050円安い工事費で現場が完成していたにもかかわらず、完成検査で合格として第1回設計変更の客土吹付工の施工単価により支払っていた。

また、種子散布工とする第2回変更契約手続がなされず、かつ、検査も当該変更前の設計書のまま行っていたものである。

こうしたことから、各林業事務所が施工する工事の監督業務及び検査業務の執行状況について、監査を行うこととした。

4 監査の実施期間

平成19年8月1日から平成19年9月19日まで

5 監査の実施方法

各林業事務所が施工する工事の監督業務と完成検査業務の執行状況を把握するため、次のとおり監査した。

(1) 書面調査

各林業事務所から提出を求めた平成18年度に完成した工事のうち、山林協会に監督補助業務を委託したすべての工事について、林業事務所の監督職員（以下「監督職員」という。）がどの程度現場で段階確認(注1)を行っているかを中心に調査した。この際、段階確認実施表(注2)を主体として、設計書、施工計画書及び工事日誌並びに山林協会から提出された業務報告書を精査するとともに、必要に応じて段階確認実施表と照合した。

(注1) 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認すること。(高知県建設工事共通仕様書)

(注2) 段階確認実施表とは、段階確認時に確認毎に確認事項を記し、監督職員と請負者の両者が押印又はサインした書面をいう。(段階確認及び施工状況把握一覧表)

(2) 聞き取り調査

平成19年8月24日に、治山林道課の課長補佐及び担当職員2人の計3人から監督補助業務委託契約事務について聞き取り調査を行った。

また、平成19年9月3日及び4日に、書面調査において監督職員による現場での段階確認が不十分ではないかと認められた工事を中心に、平成18年度に担当した当時の各林業事務所の森林土木の担当課長（以下「担当課長」という。）、チーフ及び監督職員計19人から聞き取り調査を行った。

(3) 監査委員による聞き取り調査

平成19年9月13日に、治山林道課長及び各林業事務所長に対して、県と山林協会との監督補助業務委託契約及び林業事務所の工事監督と完成検査等の執行状況について監査委員が聞き取り調査を行った。

第2 監査の結果

1 林業事務所の概要

(1) 職員数の推移

平成15年度以降の職員数は表1のとおりで、総数及び森林土木課（中央東林業事務所にあつては森林土木第一課及び森林土木第二課をいう。以下同じ。）職員数とも減少してきている。平成19年度の林業事務所（嶺北林業振興事務所を除く。）の職員数は114人で、平成15年度と比べると29人減少している。そのうち、森林土木課の職員数は、平成19年度は45人で、平成15年度と比べて19人減少している。

表1 (単位:人)

	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	総数	森林								
安芸林業事務所	28	12	27	12	24	10	23	9	22	8
中央東林業事務所	36	20	31	17	31	18	29	16	28	15
中央西林業事務所	28	13	25	11	27	13	27	13	24	11
須崎林業事務所	28	12	23	8	22	8	20	6	21	6
幡多林業事務所	23	7	21	6	21	7	21	7	19	5
計	143	64	127	54	125	56	120	51	114	45

(注) 1 総数は、林業事務所の職員数（嶺北林業振興事務所を除く。）

2 森林は、林業事務所森林土木課の職員数

(2) 工事箇所数及び事業費の推移

平成15年度以降の工事箇所数及び事業費は表2及び表3のとおりで、箇所数及び事業費とも減少してきている。工事箇所数は、平成19年度の当初予算において139箇所が予定されているが、平成15年度決算における257箇所と比べてもほぼ半減している。

事業費は、平成15年度には100億2,698万円であったが平成16年度には66億2,288万円にまで減少し、以後60億円台で推移している。なお、平成18年度の決算額は、61億9,760万円となっている。

ア 工事箇所数

表2 (単位:件)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
安芸林業事務所	48(19)	49(15)	39(9)	34(9)	24(8)
中央東林業事務所	80(28)	90(18)	64(58)	61(34)	37(29)
中央西林業事務所	46(10)	62(6)	43(21)	45(25)	42(10)
須崎林業事務所	45(17)	38(5)	34(4)	26(8)	21(9)
幡多林業事務所	38(11)	31(3)	27(5)	23(4)	15(6)
計	257(85)	270(47)	207(97)	189(80)	139(62)

(注) ()は繰越件数で外数

イ 事業費

表3 (単位:千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
安芸林業事務所	1,965,710	1,665,996	1,150,377	930,721	1,248,901
中央東林業事務所	2,694,519	1,687,836	2,470,390	2,077,610	2,609,931
中央西林業事務所	1,746,216	1,611,695	1,719,428	1,927,140	1,970,232
須崎林業事務所	2,980,861	833,705	742,190	661,126	766,723
幡多林業事務所	639,678	823,651	854,785	601,002	755,868
計	10,026,984	6,622,883	6,937,170	6,197,599	7,351,655

(注) 平成18年度までは繰越額を含む決算額。平成19年度は当初予算額

(3) 平成18年度工事執行状況調
平成18年度の工事執行状況は、表4のとおりである。

表4 工事の種類別及び事務所別の工事執行状況調 (単位：百万円)

工事の種類別	安芸林業事務所		中央東林業事務所		中央西林業事務所		須崎林業事務所		幡多林業事務所		合 計	
	箇所	請負金額	箇所	請負金額	箇所	請負金額	箇所	請負金額	箇所	請負金額	箇所	請負金額
森林基幹道開設事業	6	299	11	554	9	611	2	90	1	75	29	1,628
森林管理道開設事業	1	44	2	116	3	187	2	152			8	499
復旧治山工事	5	176	11	375	11	476	3	74	7	228	37	1,329
地域防災対策総合治山工事	3	115							2	63	5	178
林地荒廃防止工事	5	99	3	67	12	301	9	237	6	115	35	820
保安林改良工事	6	32	1	16	1	10	1	17			9	75
生活環境保全整備工事					3	104					3	104
水源流域広域保全工事			4	124	2	112	1	31			7	266
地すべり防止工事			12	402	4	144					16	547
地すべり防止施設災害復旧工事			2	68			1	7			3	75
林地荒廃防止施設災害復旧工事									1	13	1	13
災害関連緊急治山工事	1	7	3	162	3	104	1	31			8	304
合 計	27	773	49	1,884	48	2,048	20	640	17	494	161	5,838

(注) 1 合計の請負金額は、百万円未満を四捨五入しているので一致しない場合がある。
2 箇所数及び請負金額は、山林協会に監督業務補助を委託し、平成18年度に完了した工事のものであるため、表2及び表3とは一致しない。

2 林業事務所が施工する工事の監督業務及び完成検査業務の概要

- (1) 高知県森林土木事業実施要綱第9条第1項により、「工事の監督は、高知県建設工事監督規程（昭和42年高知県訓令第2号）に基づき請負契約が適正かつ円滑に履行されるよう厳正に実施しなければならない。」とされている。
- (2) 高知県建設工事監督技術基準第4条により、「監督職員は、その職務の執行に当たり仕様書及び別に定める「高知県建設工事技術管理要綱」等の関係書類に従い、適切な指導監督を行うとともに施工前、施工中、施工終了前の各段階において・・・監督指導等を行わなければならない。」とされている。
- (3) 高知県森林土木事業実施要綱第9条第2項により、「所長は、監督補助業務委託契約により、工事現場に派遣された職員の業務上の指揮監督を適切厳正に行い、当該契約による委託業務の実効を期するようにならなければならない。」とされている。
- (4) 現地の段階確認は、高知県建設工事監督規程第16条により、「やむを得ず立ち合うことができない場合は、写真その他の確認できる適切な方法を指示し、その結果を確認しなければならない。」とされている。このことについて、治山林道課長は「監督業務補助員に現地の写真を撮らせ、あるいは確認させ、その報告を受けて監督職員が確認することは、

それだけをもって不適正ということにはされていない。」と説明している。

- (5) 高知県森林土木事業実施要綱第13条により、「工事の検査は、高知県建設工事検査規程（昭和42年高知県訓令第3号）に基づき厳正に行い、請負契約による適正な給付の完了について十分確認しなければならない。」とされている。

3 林業事務所と山林協会との関係

- (1) 山林協会の目的及び事業内容

山林協会の目的及び事業は、定款で次のように定められている。

ア 目的（第3条）

本会は、高知県における林道事業、治山事業、公有林野事業、林業構造改善事業等の林政に関する認識を徹底するとともに、これら事業の研究改善と合理的な推進に努め、もって山林の有する国土保全機能の向上と県経済の発展に寄与することを目的とする。

イ 事業（第4条）

- (ア) 山林事業の趣旨の普及徹底並びに事業の促進及び拡充に関すること。
- (イ) 山林事業に係る工事の施工技術の向上のための調査研究に関すること。
- (ウ) 山林事業に係る工事の調査、測量、設計及び監督並びに施設の維持管理業務の受注に関すること。
- (エ) 高知県立甫々峰森林公園の管理運営に関すること。
- (オ) 山林事業の推進に関し、政府、国会、県、県議会等関係機関に対する陳情、請願に関すること。
- (カ) その他本会の目的を達成するために必要な事項

- (2) 山林協会の監督業務補助員の推移

山林協会の組織図によると、各林業事務所に対応して設置されている支所の監督業務補助員数は、次の表のとおりである。

表5 (単位：人)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
安芸支所	3	3	3	2	2
中央支所	6	5	5	4	4
伊野支所	4	3	3	3	3
須崎支所	3	2	2	2	2
中村支所	2	2	2	2	2
計	18	15	15	13	13

- (3) 山林協会に対する業務の委託

治山林道課の説明によれば、山林協会に監督補助業務を委託することになった経緯等は次のとおりである。

ア 委託の経緯

昭和42年までは、県の工事について日常の工事監督に支障を来す状況があり、臨時的任用職員を雇用して、工事監督補助業務を行わせてきていた。しかし、①同一人を長期に雇用(臨時的任用職員は10箇月間)できないため、経験の豊富な者を監督業務に従事

させることができないこと、②勤務場所が山間部で勤務条件が劣る一方で、身分、給与が不安定で適任者が得られないこと、などから技術的な知識、経験を持った監督補助者としての能力を持つ者の確保が困難になってきた。

こうしたことを受けて、昭和42年に当時の自治省、林野庁（治山課、林道課）に監督補助業務を委託することの適否を確認したうえで、業務の性質上、公共団体に準じる法人化された団体に行わすことが適当と判断した。

そこで、林政発展を目的に昭和23年に設立されていた任意団体の山林協会（会員は関係市町村）を社団法人化し、県が雇用していた臨時的任用職員46人を雇用させて、昭和43年1月1日から業務を委託し、現在に至っている。

イ 委託の方法等

(ア) 契約事務は治山林道課で行っており、単独見積による随意契約（いわゆる特命随意契約）により締結している。

(イ) 監督補助業務は、工事の請負契約に基づいて契約することから、工事請負契約の状況により、1件で契約する場合と2件以上をまとめ一括契約する場合に分かれている。

(ウ) 県単独事業には工事に対する事務費が計上されていないため、委託していない。また、少額工事となる場合は、工事内容や監督業務の頻度などについて、林業事務所と協議のうえ、委託の要否を決定している。

なお、森林整備工事の間伐事業及び治山事業の中の本数調整伐の森林整備については、平成19年度から委託を中止している。

ウ 委託料の算定基準等について

(ア) 平成18年度の委託契約書では、委託料は工事請負金額の1,000分の17となっている。

(イ) 監督補助業務委託開始前の昭和41年度において、工事請負合計額に対する臨時的任用職員の雇用経費の割合が1.7パーセント程度であったことから、これを委託料の算定基準とした。

その後、この率を変更することなく、現在に至っている。

(ウ) 監督補助業務量については、特に定めていないため、契約金額の範囲内で実施することになっている。

エ 検査について

山林協会からの業務完了報告書の提出を受けて、①契約書、②山林協会が作成した月別監督業務補助員別業務報告書及び月別箇所別監督補助業務報告書、③工事台帳、④土木部建設検査課が作成した検査調書写（本課検査分）、⑤林業事務所から報告された月別の進捗状況報告書、により業務状況を確認している。

監督業務補助員の業務実績については、月別監督業務補助員別業務報告書の事務所長決裁の確認と月別箇所別監督補助業務報告書で箇所別に監督回数、内容等を確認している。

オ 契約額の変更

次のような場合には、契約額を変更することになっている。

(ア) 工事の設計変更により請負金額（税抜）に増減を生じた場合で、その増減額（税抜）が請負金額（税抜）の合計金額の20パーセントを超えるとき。

(イ) 委託契約に係る工事請負契約が解除又は解約されたとき。

(4) 委託件数及び委託額の推移

林業事務所全体の当該年度の委託件数は200件台で推移している。また、事業費の減少に伴い委託金額も減少してきている。

表6 委託件数及び委託金額（決算額）の推移 (単位：件、千円)

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
安芸林業事務所	件数	19	18	11	9	9
		27	29	24	28	12
		46	47	35	37	21
金額	9,032	5,814	5,596	2,275	4,943	
	14,853	15,730	12,885	11,458	8,191	
	23,885	21,544	18,482	13,733	13,134	
中央東林業事務所	件数	24	22	54	32	22
		43	61	38	36	12
		67	83	92	68	34
金額	11,396	9,383	23,932	16,198	18,113	
	23,088	14,685	10,623	13,513	5,463	
	34,484	24,068	34,555	29,711	23,576	
中央西林業事務所	件数	11	10	24	24	10
		32	46	33	36	29
		43	56	57	60	39
金額	5,643	4,608	13,780	7,880	4,473	
	18,704	17,343	16,375	19,744	17,521	
	24,348	21,951	30,155	27,624	21,994	
須崎林業事務所	件数	13	5	5	8	9
		19	22	21	19	10
		32	27	26	27	19
金額	6,193	2,210	1,536	2,563	3,582	
	10,091	9,743	8,331	8,173	3,365	
	16,284	11,953	9,867	10,736	6,948	
幡多林業事務所	件数	10	2	7	5	5
		13	20	24	18	9
		23	22	31	23	14
金額	5,564	680	3,188	1,918	2,488	
	7,283	8,770	11,791	7,458	2,771	
	12,847	9,449	14,979	9,376	5,259	
計	件数	77	57	101	78	55
		134	178	140	137	72
		211	235	241	215	127
金額	37,828	22,694	48,032	30,835	33,601	
	74,019	66,272	60,006	60,345	37,311	
	111,847	88,966	108,038	91,180	70,911	

(注) 1 契約件数及び金額は、上段が繰越明許、中段が現年、下段が合計値
 2 平成15年度から平成18年度までは決算に基づく数値
 3 平成19年度は、平成19年8月31日現在の契約件数及び契約金額
 4 金額の合計は、千円未満を四捨五入しているため、一致していない場合がある。

(5) 監督補助業務の内容

治山林道課の説明によれば、監督補助業務の内容は監督補助業務要領及び監督補助業務共通仕様書に定められており、その主な内容は次のとおりである。

ア 請負人が記録した工事日誌の点検及び必要事項の記入

イ 検査の必要な工事材料のうち監督職員に指示された材料の検査をすること及びそれ以外の材料検査についての連絡

ウ 材料調合の立会及び必要事項の指示

エ 水中若しくは地下に埋設する工事その他完成後外部から明視できない箇所又は重要な箇所の施工の確認記録、写真撮影と報告

オ 工事の災害防止その他緊急事態における臨機の措置と報告

カ 工事の施工に関して地元市町村又は住民等との交渉の必要が生じた場合、工事施工中に地盤その他外部から明視できない箇所に予想しない状況が生じた場合などにおける必要に応じた監督職員への報告

キ 検査業務の補助

ク 安全対策の督励

(6) 監督職員と監督業務補助員の業務分担

監督行為を監督業務補助員が行うことはできない。すなわち、監督業務補助員が行った行為をもって監督職員の行った行為とすることはできない、と治山林道課は説明している。

4 書面調査の結果の概要

各林業事務所から提出された書類に基づく調査結果の概要は、次のとおりであった。

(1) 監督職員の現場把握の状況

監督職員の現場把握の状況を調査するに当たっては、請負業者の施工する測量、床掘、基礎、型枠、諸工作物等の各段階における確認のための現場訪問回数を判断材料とした。

ア 段階確認において、監督職員が実際に現場に赴いて確認した割合(以下「現場確認率」という。)を事務所別にみると、表7のとおり47.0パーセントであった。事務所ごとに見ると、中央西林業事務所が57.3パーセントで最も高く、中央東林業事務所が36.6パーセントで最も低かった。

表7 現場確認率(事務所別) (単位:回数、%)

区分	安芸林業事務所		中央東林業事務所		中央西林業事務所		須崎林業事務所		幡多林業事務所		全 体	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
段階確認数	382		1,112		1,147		307		443		3,391	
現場確認数	184		407		657		123		222		1,593	
現場確認率	48.2		36.6		57.3		40.1		50.1		47.0	

イ 現場確認率を表8のとおり5つに区分すると、40パーセント以上60パーセント未満の工事が56件と最も多く、全体の35.2パーセントであった。また、80パーセント以上の工事が18件(11.3パーセント)ある一方で、20パーセント未満の工事も17件(10.7パーセント)あった。

事務所別に40パーセント未満の工事数の割合をみると、安芸林業事務所は23.1パーセント、中央西林業事務所は10.4パーセント、幡多林業事務所は23.6パーセントであるのに対し、中央東林業事務所は49.0パーセント、須崎林業事務所は47.4パーセントとなっ

ており、他の事務所と比べると高かった。

表8 現場確認率 (単位:件、%)

区分	安芸林業事務所		中央東林業事務所		中央西林業事務所		須崎林業事務所		幡多林業事務所		全 体	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
80%以上	6	23.1	1	2.0	5	10.4	2	10.5	4	23.5	18	11.3
60%以上80%未満	5	19.2	7	14.3	17	35.4	3	15.8	5	29.4	37	23.3
40%以上60%未満	9	34.6	17	34.7	21	43.8	5	26.3	4	23.5	56	35.2
20%以上40%未満	2	7.7	15	30.6	5	10.4	6	31.6	3	17.7	31	19.5
20%未満	4	15.4	9	18.4	0	0.0	3	15.8	1	5.9	17	10.7
合計	26	100.0	49	100.0	48	100.0	19	100.0	17	100.0	159	100.0

(注) 件数は、段階確認実施表が確認できなかった工事2件を除いているため、表4の合計より2件少ない。

ウ 現場確認率を工事の種類別にみると、表9のとおり生活環境保全林整備工事が76.1パーセントで最も高かったが、この工事は、中央西林業事務所のみが施工していた。

また、水源流域広域保全工事が34.3パーセントと他の工事に比べて最も低かったが、内訳を見ると、事務所によって率に大きな開きがあった。

なお、他の工事についても事務所間で大きな開きがあったことから、工事の種類による差が工事特有の性質によるものとまでは認めることはできなかった。

表9 工事種類別事務所別の員職員の現場での段階確認率 (単位:件、%)

工事の種類別	安芸林業事務所		中央東林業事務所		中央西林業事務所		須崎林業事務所		幡多林業事務所		合 計	
	件数	率	件数	率	件数	率	件数	率	件数	率	件数	率
森林基幹道開設事業	6	56.8	11	36.0	9	62.3	2	48.7	1	32.6	29	48.0
森林管理道開設事業	1	55.6	2	50.9	3	55.6	2	36.2			8	50.0
復旧治山工事	5	34.3	11	47.4	11	52.8	3	20.5	7	41.0	37	44.6
地域防災対策総合治山工事	3	47.5							2	69.4	5	57.9
林地荒廃防止工事	4	46.9	3	41.5	12	52.9	9	49.5	6	67.5	34	53.7
保安林改良工事	6	80.0	1	12.5	1	70.0					8	60.6
生活環境保全林整備工事					3	76.1					3	76.1
水源流域広域保全工事			4	19.5	2	61.9	1	37.5			7	34.3
地すべり防止工事			12	31.5	4	55.3					16	37.0
地すべり防止施設災害復旧工事			2	56.4			1	42.9			3	54.4
林地荒廃防止施設災害復旧工事									1	71.4	1	71.4
災害関連緊急治山工事	1	25.0	3	22.7	3	56.1	1	33.3			8	38.1
合 計	26	48.2	49	36.6	48	57.3	19	40.1	17	50.1	159	47.0

(2) 完成検査の実施状況

工事現場が遠隔地であるため、同一の検査職員が1日で複数の完成検査を行うことは困難である場合も考えられることから、提出されたすべての検査調書について、検査職員名と検査実施日を突合した。その結果、検査日の重複は見られなかった。

(3) 監査の過程で明らかになった不適正な事例

書面調査において、設計図書等を調査する中で、次のような不適正な事例が判明した。

ア 安芸林業事務所

平成17年度西島林地荒廃防止工事において、完成検査の際、監督職員が段階確認実施表の不揃いを検査職員から口頭で指摘され、業者からの徴収を指示されていたにもかかわらず、放置していた。

イ 中央東林業事務所

(ア) 平成18年度西川山地災害防止工事において、山林協会に委託していない工事であることを承知のうえで、山林協会の職員に監督補助業務を行わせていた。

(イ) 平成17年度笹保安林改良工事において、工事の進捗に比べて段階確認時期が遅れて実施したため、段階確認実施表の段階確認実施日を実際に行った日から遡った日付で記載させていた。

ウ 中央西林業事務所

平成17年度程野林地荒廃防止施設災害復旧工事において、山林協会に委託していない工事であるにもかかわらず、山林協会の職員に監督補助業務を行わせていた。

エ 須崎林業事務所

平成17年度船戸保安林改良工事における段階確認実施表が確認できなかった。

5 聞き取り調査の概要

治山林道課の課長補佐及び担当職員並びに各林業事務所の担当課長、チーフ及び担当職員の計22人から聞き取りを行った。その概要は、次のとおりである。

(1) 委託契約

山林協会に監督補助業務を委託しているかどうかについて、担当職員は、森林整備課(現治山林道課)から送付された委託契約の一覧表でその都度確認している。

(2) 現場立会

ア 工事監督における現場立会の必要性の判断基準について、明確にはされていない。ただし、担当課長は、変更設計にかかる場合は現場確認が必要であるとの認識であった。また、事務的な仕事が増えてきたため現場へ行く回数減ったが、担当課長は、できるだけ行くようにとの指示をしている。

イ 立会による現場確認及び監督業務補助員への指揮監督について具体的な指示を監督職員に行っているかについて、担当課長は、定型化していることや職員あるいはチーフが現場を十分に知っていることから、通常は、個々には指示はしていない。ただし、大きな問題があった場合や複数の工事で調整を要する場合には指示をしている。

(3) 段階確認

ア 現場での段階確認の必要性の判断基準を示してそれに基づいて行動するよう指導しているかについて、担当課長は、できるだけ現場で立会するようにとの指示をしているとのことである。また、床掘確認は必ず行くように指示している担当課長もいたが、ど

ういう場合に現場で段階確認をしなければならないかについては明確にできなかった。
イ 監督職員が現場で行う段階確認は何割程度が適当かについて、担当課長は、明確な基準を持っていなかった。

ウ 段階確認で「やむを得ず立ち会うことができない場合」については、担当課長は、他の業務と重複する場合は挙げている。

エ 監督職員として行うべき業務について上司から具体的な指示があるかどうかについては、担当職員は「できるだけ行くように。」との指示を受けている。一方で、監督業務補助員を活用するようにも指示を受けている。

オ 段階確認で現場へ行くかどうかの判断については、監督職員は、主に金額の変更を伴う場合、事後に見えなくなる所は行くようにしている。また、基本的には早く確定した日程を優先させているが、忙しいとき、他の箇所と重複したときなどは、監督業務補助員に依頼している。

(4) 現場での段階確認の割合が少ない事例の理由

このことについて、担当職員は、次のような理由を挙げている。

ア 体調を崩していた。

イ 予算要求等の事務で忙しかった。

ウ 他の工事との関連で日程調整ができなかった。

エ 段階確認以外に現場に行っている。

オ いつでも現場確認できる箇所である。

(5) 監督業務補助員との連携

ア 監督業務補助員の担当する工事については、山林協会と何らかの相談又は確認のうえで決めている事務所と、監督職員、監督業務補助員の力量と地域性や工事の内容で決定しているという事務所があった。

イ 監督業務補助員との業務の打ち合わせは、次のように様々であった。

(ア) 現場に行ってもらうときには、具体的な指示をしている。

(イ) 前日又は当日の朝に打ち合わせ、後日、図面及び写真により口頭による説明を受けている。

(ウ) 後日、デジタルカメラで検測した内容を確認している。指示する場合は、写真及び現場の状況を聴いて、事例を挙げて具体的に伝えている。

(エ) 随時、行っている。重複する場合等は工事によって調整。現場に行けない場合は、当日書面で報告を受ける。

(オ) 現場に行けない場合は、監督業務補助員に事前に依頼する。報告は当日、口頭で受け、デジタルカメラで確認する。

(カ) 現場に行けない場合は、口頭で指示し、段階確認実施表で確認する。

(キ) 帰庁後、口頭で図面により説明を受ける。また、デジタルカメラのデータをパソコンに取り込み確認する。指示はその都度行う。

(ク) 当日の朝に打ち合わせをしている。帰庁後、口頭及び写真で説明を受ける。段階確認実施表を監督業務補助員が持ってくる。

(ケ) 監督業務補助員の現場立会后、口頭で説明を受ける。重要な変更がある場合は、その日が都合が悪くても翌日立会する。

(6) 監督職員の業務の把握

- ア 担当課長が監督職員の行動をどのように把握しているかについて、黒板で確認する、出張前に報告させている等の説明がある一方、必ずしも十分に把握していない事務所もあった。
- イ 監督職員がどの程度現場で段階確認を行っているかについて、担当課長は段階確認実施表で確認しているとの説明はあったものの、事務所間で共通の方法は取られておらず、全体として担当課長が必ずしもその状況を十分に把握しているとは言えない状況であった。
- ウ また、チーフは、報告を受けるほか業務計画表を作って報告を受けているなどの説明はあったが、その方法は事務所間でまちまちであった。
- (7) 監督業務補助員の業務の把握
- ア 監督業務補助員の業務や行動については、監督職員又はチーフが直接報告を受け、担当課長は業務報告書及び段階確認実施表で確認把握していた。
- イ また、監督業務補助員が現場により訪問頻度や回数が異なることについて、現場条件、地理的条件等によって濃淡があること、業者の技術や資質によって差があることを承知している担当課長がいる一方、具体的には承知していない担当課長もいた。
- (8) 工事日誌による業務把握
- ア 監督職員が現場に行った場合には、工事日誌の「備考」欄及び「監督員指示等」欄に記載するよう指導している担当課長もいれば、特に指導していない担当課長もあり、まちまちであった。
- イ 工事日誌に段階確認の記載のないものや、段階確認を行った者の氏名の記載のないものがあるが、こうした記録漏れがあったことを認識していた担当課長もいれば、ヒアリングで初めて知ったという担当課長もいた。
- ウ この点について、記載漏れがあることは承知していたが、積極的に指導していないチーフがいた。
- (9) 監督業務補助員から提出される業務報告書
- ア 担当課長は、①行った箇所バランス、②現場の難易度、③施工指導、④工事の進捗状況といった視点で見ているが、中には課長がチェックしていない事務所もあった。
- イ 業務報告書の「監督職員又は請負人と連絡協議した事項」について、担当課長はほとんどチェックしていなかった。
- ウ チーフについては、①月にどれくらい行っているか、②現場へ行った時にどういう状況であったか、を確認している事務所がある一方、あまり注意して見ていないという事務所もあった。
- (10) 段階確認実施表による業務把握
- 写真の撮り方、確認事項の内容、寸法や幅などの検測状況を見ているとの担当課長の説明であった。
- (11) 完成図が提出されたときの現場測定
- すべて立会しているという監督職員もいれば、監督業務補助員に任せているという監督職員もあり、取扱いに大きな違いがあった。
- 個別には、次のような事例があった。
- ア 請負業者から提出された完成図の測定を監督職員が現場で立会せず監督業務補助員のみで行わせ、監督職員が設計図の数値と監督業務補助員からの報告書を突合のみし

ている事例

- イ 管理基準及び規格値を満たしているか確認するための測定には、監督職員が立会して行うべきではあるが、監督業務補助員のみで行わせ、その数値を出来形管理図表に記載している事例
- (12) その他
- 次のような意見があった。
- ア 管理、監督が煩雑。諸基準を土木部と同様にしたので、無駄が多い。森林土木独自にした方がチェックポイントが少なくなり、合理的と考える。
- イ 事務所の次長が2名体制から1名体制になったため、技術の次長がいない事務所がある一方、技術の次長がいる事務所では総務担当チーフが事務のトップであるなど、人員削減のせい組織がいびつになっている。

6 監査委員による聞き取り調査の概要

- (1) 段階確認において、現場での立会の割合に大きな開きがあること
- ア 段階確認の監督については、やむを得ない場合には写真とかその他の方法で確認ができることになっている。現地の具体の確認については、事務所の監督職員と監督業務補助員の間で、又は上司との協議の中で、それぞれの監督を実施しているものと考えている。
- ただ、監督職員が現地へ行く回数が少ないことについては、今後、監督補助の業務要領等も含めて標準的な監督業務補助員の現地での立会数を検討したい。そうすれば、自ずと監督職員はその他のことに気をとられることなく現地の監督をすることができるし、せざるを得なくなるだろう。
- イ 委託金額は、もともと請負工事全体に対して、監督補助業務に要する経費の割合が1.7パーセント必要として、算出している。この場合には、トータルとして委託額見合いの監督補助業務が行われたとしても、契約上は箇所ごとに積み上げた工事請負額に基づいていることから、監督補助の回数が極端に少ない工事については、今後、委託対象工事から除外することを含めて、「監督補助業務要領」に標準回数を定めることや、標準回数をもとにした委託額の積算方法、契約方法（事務所契約）などについて検討したい。
- (2) 今後における監督補助業務の委託
- やはり今後に残る課題になる。ただ、工務関係で事務所に配置している職員は45人であり、そのうち担当職員が28人で、その人数と工事量からいえば監督補助は、今のところは現状でいきたいと考えている。
- (3) 委託するか否かの判断
- 林業事務所から委託の要請があったときに、本課が委託しなかったことは、これまでの経験ではない。しかし、監督職員が監督することが基本である。忙しいからといって監督業務補助員にすべてを任せるといふことにはならない。
- (4) 委託していない工事の監督補助業務をさせていたこと
- ア 本課から林業事務所に、山林協会に委託したという通知は来るが、委託しませんでしたという通知は来ないので、林業事務所ではチェックのしようがない。
- 実際は、各林業事務所ですべての請負契約をして、その請負契約書の写しを本課に送り、監督補助業務の委託をお願いする。それに基づいて本課が判断して委託契約をする。小

額である場合もあるし、そうでない場合もあるかもしれない。契約するかどうかは、本課の方で判断する。

- イ 請負契約書がないと委託金額が決まらないので、林業事務所が請負契約書を本課に送付しないと山林協会と契約できないシステムになっている。
- ウ 委託の発注時期については、林業事務所と本課は連絡を取り合っているので、本来やらなければならない監督補助業務の委託がされなかったということはない。
- エ 委託契約外の工事について、監督補助業務を指示又は依頼することは適切でない。受託者に対する負担増や他の監督補助業務の支障となる場合も考えられることから、今後は、こうしたことのないように、委託契約に基づいた監督補助業務の実行について、林業事務所に徹底する。
- エ 委託費は、事業完了後、受託者から委託業務完了報告書で報告のあった契約工事について、監督補助業務報告書等によって検査のうえ支払いをしており、指摘のあった2件については支払っていない。

(5) 個別の指摘

- ア 平成17年度西島林地荒廃防止工事において、工事完成検査の際、検査員である担当課長から監督職員に対し、段階確認実施表が揃っていないので取り揃えるよう口頭で指示されていたにもかかわらず、取り揃えていなかった事例(安芸林業事務所)
 - (ア) 監督職員は、担当課長から指示を受け、請負業者に整理して提出するよう一度は指導しているが検査後もそのままになっていた。
 - (イ) 完成検査は、監督職員による段階確認及び現地確認が行われていることが前提となっていて、その資料を参考にしながら検査を行っている。西島林地荒廃防止工事の場合は、確認表がなかった箇所について監督職員が立会した状況写真で不可視部分の確認ができており、適正な検査が行われていると考えている。
 - (ウ) 検査後、監督職員が請負業者に対し作成するよう指導しているので放置したとは思っていない。担当職員は、日々の業務に追われ、詰めが甘かったと思われるも仕方がない。段階確認実施表が作成されていなかったが、契約図書に定められた出来形や品質等を満たしていることが写真により確認でき、合格と判定して通知したため、請負業者が提出しないままになったのではないかと思う。
 - (エ) 現場に行ったということは、完成時の写真、2回の床掘時の写真及び1回の測量調査時の写真の中にそれぞれ本人が写っているので確認できている。ただ、書類として求められている段階確認実施表というものがなかった。
 - (オ) 段階確認実施表について、決裁をチーフまでとしていたものを今回担当課長までに上げ、多くの目でチェックしてそれで支払いするように内部の決裁区分を見直した。
- イ 平成18年度西川山地災害防止工事について、山林協会に委託していないにもかかわらず、監督補助業務を7回させていた事例(中央東林業事務所)
 - (ア) 従来から、県単独治山事業については監督補助業務の委託契約は行っていないという記憶はあったし、本庁から送付される「森林整備工事にかかる監督補助業務の委託契約状況」の通知があり、いつも確認印を押している。書類が上ってくる際には、当事務所の該当箇所にはマーキングがされており、それに基づいてチェックをしている。西川山地災害防止工事の県単独事業については、チ

ェックした記憶もないし、委託はされていないという認識だった。

しかし、現に設計書の表紙及び監督員通知書(案)の氏名欄に、監督業務補助員の氏名が記載されており、結果的にはチェック漏れだった。

また、毎月始めに山林協会から業務報告書が提出されるが、その中においても西川山地災害防止工事の箇所が記載されているのをチェックしていなかった。

- (イ) 監督職員本人やチーフが現場に行けない事情もあったようであるが、山林協会の支所職員には昔から災害時等において、無償で快く現地調査などを手伝ってもらっていた。当現場が監督補助業務を委託していた工事現場に隣接していたことから、県単独工事ではあるが、安易にお願いしていた。山林協会の協力体制はありがたいが、無償の行為はさせたくないと思っている。
- ウ 平成17年度笹保安林改良工事で、実際に行った段階確認の日よりも遡った日付で業者に記載させていた事例(中央東林業事務所)
 - (ア) この現場の間伐は、現地で伐採率を決定しなければならないが、その伐採率を決定するための標準地確認作業は、着工前に行う必要がある。しかし、監督職員及び監督業務補助員の都合がつかず、また、100ヘクタールを越す工事面積であり、早く着手させなければならないということで、確認作業が遅れたまま工事を進めさせてしまった。
 - (イ) 聞くところによると、完成検査時点で確認作業の遅れを指摘されることを避けるため、日を遡ったということだ。その行為は、その場しのぎの行為であり、許されることではない。着工後、確認したが、その結果伐採率が変化したところについては、後から切り直しを指示して是正させているので、段階確認実施表には正直に確認日を記載して、完成検査時に指摘される方がまだましであったと思う。このことについては、課長、チーフ及び担当職員に今後このようなことがないように厳重に注意した。
 - (ウ) 昭和40年代から50年代は繰越工事の処理が厳しい時代であったため、3月31日に完成したとして、日付を遡ったことがあると聞いている。今日においては、日付を遡ることはないと思っている。
- エ 平成17年度程野林地荒廃防止施設災害復旧工事について、山林協会に委託していないにもかかわらず、監督補助業務を4回させていた事例(中央西林業事務所)
 - (ア) 平成17年度の繰越工事であり、監督補助業務の委託契約をしているものと考えていたし、そう思い込んでいた。
 - (イ) 9月4日のヒアリング時までは、担当課長は委託していると思いこんでおり、委託していないということに気付いていなかった。ヒアリング時に、その場で気が付いた。
 - (ウ) 経緯については、近くに同じような復旧工事があり、その監督業務補助員が災害の起こる前の施設の監督補助をやっていたことから、善意でやってくれたというのが実態である。ここが委託されていないことを監督業務補助員自身は知っていたが、監督職員は知らなかったようだ。
- オ 書面調査において、平成17年度船戸保安林改良工事における段階確認実施表が確認できなかった事例(須崎林業事務所)

- (ア) 平成17年9月の台風14号災害による風倒木を処理して新たにヒノキを植栽するのが主な工事で、施工計画書に段階確認についての記載があった。工事関係資料や担当者などへの聞き取りから段階確認は実施しているが、請負業者は段階確認実施表を作成していなかった。また、その確認が監督職員の方でもできていなかった。
- (イ) この工事は、植栽を主とした工事であり、施工状況については工事写真等から確認できる。また、出来高は出来上がったものを目視できるし、地表面に出ているので検測できる。
- 現地検測及び関係資料等から照合、確認のうえ検査し、合格の決定をしている。

第3 総括

1 問題点

書面調査、聞き取り調査及び委員監査において、次の問題点が明らかになった。

(1) 監督補助業務に関する委託契約

ア 委託料の算定根拠について

県と山林協会が締結した監督補助業務の委託契約書では、委託料の額は工事の請負金額に1,000分の17の率を乗じて得た額と定められているが、この率の根拠が明確にされていない。

治山林道課長は、監督補助委託業務開始前の昭和41年度に、監督補助業務に要した経費の工事請負費に対する割合が1.7パーセント程度であったことから、これを基準として現在に至っていると説明しており、約40年間一度も変更していない。

イ 監督補助業務の業務量について

委託契約書において、監督業務補助員に関する業務量が明示されていないことから、個々の工事における監督業務補助員の業務は、山林協会の各支所に配置された職員の実施可能な範囲内でなされているという実態となっている。

監督業務補助員が現場に向かう回数にかかわらず、委託料は定額で支払われており、業務量と委託料の関係が明確になっていない。

(2) 監督業務のあり方

ア 建設工事監督規程において、現地の段階確認については、「やむを得ない場合」はその他の方法で確認することができるものと規定されており、監督業務補助員が撮った現地の写真で監督職員が確認することも規程等に違反しているわけではない。

しかしながら、問題は、監督職員が現場で目視することなく、監督業務補助員に指示して確認行為を行うことができる範囲及び程度並びにその頻度である。

イ 上記の「やむを得ない場合」の基準は、特に明文により定められていないため、各段階での確認方法については、監督職員にまかされており、結果として事務所内でも事務所間でも統一がとれていない。

どのような場合に現場確認をするのかは、「金額を変更するとき。床掘確認。工事後に見えなくなる箇所などは、できるだけ現場立会しなければならない。」という従来からの「職場の慣習」に基づいて行われているのではないかと考えざるを得ない。

このように判断基準が明確にされていないため、次の(3)に述べるように事務所間で現場確認率にはばらつきがある。

ウ 監督業務補助員による補助業務により、現場確認の割合は高くなる実態があるという

面は否定できないが、監督職員がどの程度現場を把握しているのかの懸念は払拭されない。

さらに、本来監督職員が行うべき業務である不可視部分、床掘確認等において、監督業務補助員が立会するのみで監督職員が直接立会していない事例が見られた。このように、山林協会との長年の馴れ合いの中で、そうした認識もなくあたかも監督職員の代行と見まがうような、不適切な指示をしていたと言わざるを得ない。

エ 監督職員には段階確認のみにとどまらず、現場の工事監督全般にわたって広範囲な業務がある。その中でも工事の安全管理については、法面における落下防止や重機災害など工事現場における危険を予防するための安全対策の措置を執ることが求められている。

しかしながら、監査の結果明らかになった現場確認率からすれば、現場の監督指導が十分行われているとは言えない。

オ 監督職員が立会せず、現地での出来高の測定を監督業務補助員のみで行わせ、設計書の数値とその監督業務補助員からの報告値を突合のみしている事例や、その報告数値を完成検査時に業者が提出する完成検査報告書の出来形管理図表に掲載している事例があった。これは、監督職員としての職責を果たしているとは言えないばかりか、県として山林協会に監督業務を丸投げしているとも受け止めざるを得ない。

(3) 現場確認率

監督職員の全体の平均現場確認率は、表7及び表8のとおり 47.0 パーセントにとどまり、40.0 パーセント未満が全体の30.2 パーセントを占めている。さらに20 パーセント未満が10.7 パーセントとなっており、現場確認率が極めて低い状態にある。

また、事務所別では、高い事務所で57.3 パーセント、低い事務所は36.6 パーセントと、林業事務所によって大きなばらつきがあり問題である。

「やむを得ない場合」は、その他の方法で現場確認できるとされているが、あくまでそれは例外的な方法であって、監督職員が自ら監督しなければならない大原則からすれば、その他の方法が事務所全体の50 パーセント未満という実態は、本来の現場監督の趣旨から大きく逸脱していると言わざるを得ない。

(4) 監査の中で明らかになった不適正な事例

書面調査の中で不適正になった事例として、段階確認実施表に関する事例3件、委託契約外の補助監督業務に関する事例2件が明らかになった。

前者については、監督職員の職責が全うされてなく、一方で管理職員のチェック機能も働いていないと考えざるを得ない。

また、後者については県と山林協会及び監督職員と監督業務補助員が、長年にわたる馴れ合いとも言われかねない関係の中で、委託者と受託者の間に一線が画されていないかと言わざるを得ない。

2 意見

(1) 監督補助業務に関する委託契約のあり方

個々の工事について、金額、工事の内容、地理的条件及び規模が異なっているにもかかわらず、一律に委託料を算定している。委託金額の算定については、現行の1,000分の17の率が適正であるかどうか検討する必要がある。

また、委託契約書の中で、監督業務補助員の業務量を明確にすべきである。

(2) 監督業務のあり方

ア 監督業務は、監督業務補助員では決してできないという大原則を再認識すべきである。このことを踏まえるならば、「やむを得ない場合」の名のもとに本来の監督業務を怠るような行為は許されるべきではない。

よって、従来からの山林協会との関係について根本的なあり方の検討を求める。

イ 監督業務補助員に、出来高確認の測定及び出来形管理図表にそのまま監督業務補助員の測定値を記載させることは、監督職員として職務を放棄したことにもなりかねない。管理職員は、監督職員に対し、今一度このことを喚起すべきである。

ウ 監督職員は、段階確認にとどまらず工事現場での監督指導全般の業務が求められており、まずは現場へ足を運ぶことを第一義の任務とすべきである。

(3) 監査の中で明らかになった不適正な事例

委託契約外の工事まで山林協会の職員に監督補助をさせていたことの原因は、委託契約した工事と委託契約していない工事の区別を林業事務所内で徹底していなかったことにあると考えられる。今後は、委託契約に基づいた監督補助業務を明確にして、所長自ら認識を新たにし、部下職員がこのような不適正な事例を繰り返さないよう徹底すべきである。

(4) 森林土木技術職員の養成システム

林業土木技術職員の養成については、一般的な林業職で採用した者のうちから森林土木の部署に配置された者が業務の経験の中で監督技術を学んでいく仕組みになっているが、この養成システムが時代の要請に応えているかどうか再検討されたい。

併せて森林土木技術職員には高い技術力と施工管理能力が求められるとともに、請負業者及び監督業務補助員に対する指導力を身につける必要があり、そのための研修の充実を図られたい。

(5) 事務の簡素化

監督職員の中にも、森林土木工事に関する諸基準を土木部と同様にしたため無駄がある、との声がある。森林土木工事について必要でないと判断される業務については、事務の簡素化を図る余地があるかどうか検討すべきである。

なお、段階確認については、工事の内容及び写真や目視で分かる部分等も考慮して、施工計画書の中で、全ての工事について段階確認実施表が必要かどうかを見極めて判断されたい。

(6) 監督補助業務の継続

県森林土木事業の公共事業の発注量が平成16年度以降60億円台で推移し、今後においても増加する見込みがない中で、いつまでも山林協会の職員に監督補助業務を委託する必要があるのか基本的な検討をされたい。

(7) 自主点検

平成18年度に完成したすべての工事（山林協会に監督補助を委託した工事）の監督職員の段階確認率をすべて調査したが、不適正な事例が少なからず認められた。よって、この際、森林部において、過去の工事について自主的に点検を行うよう要請する。その中で、問題点が明らかになればそれを踏まえた改善策を立てることを望む。

3 まとめ

県と山林協会との長年にわたる経緯の中で、馴れ合いとも言われかねない実態が明らかになったことから、この際、委託者と受託者の立場を明確にして、一線画すべきものは一線を画し、法的にも県民に説明できる体制づくりを構築することが急務である。併せて、森林土木工事に携わる職員の意識改革を図っていくことを強く求める。

資 料

工事種類別事務所別の監督職員の立会及び監督補助員業務日数

安芸林業事務所

工 種 別 番 号	工 事 名	工 事 箇 所	請 負 金 額	検 査 日	監督職員の立会			監督 補助 職員 業務 日数	備 考
					段階 確認 数	現地 立会 数	現地 立会 率 (%)		
1	H17森林基幹道開設事業 江川別役線工事(基幹第23号)	安芸市大井	27,387,150	H18.8.8	19	12	63.16	14	
1	H17森林基幹道開設事業 小川線工事(基幹第18-1号)	室戸市羽根町三十代	33,081,300	H18.11.13	33	17	51.52	26	
1	H17森林基幹道開設事業 西谷朝日出線1区工事(基幹第21号)	安芸郡馬路村朝日出	73,186,050	H18.6.16	22	12	54.55	30	
1	H17森林基幹道開設事業 西谷朝日出線2区工事(基幹第22号)	安芸郡馬路村朝日出	56,850,150	H18.8.10	18	11	61.11	16	
1	H18森林基幹道開設事業 赤野川線工事(基幹第24号)	安芸郡芸西村久重	45,051,300	H19.2.21	15	12	80	14	
1	H18森林基幹道開設事業 畑山仲木屋線1区工事(基幹第73号)	安芸市畑山	63,274,050	H19.3.26	25	11	44	25	
2	H18森林管理道開設事業 中芸北上線工事(管理第53号)	安芸郡安田町船倉	44,263,800	H19.1.12	18	10	55.56	14	
3	H18馬路復旧治山工事(復旧第5号)	安芸郡馬路村馬路	29,195,250	H19.3.30	16	7	43.75	22	
3	H18白壁復旧治山工事(復旧第1号)	室戸市佐喜浜町白壁	48,996,150	H19.3.15	23	14	60.87	30	
3	H18長者野復旧治山工事(復旧第3号)	室戸市吉良川町長者野	28,731,150	H19.2.6	20	2	10	17	
3	H18釣の口No. 1復旧治山工事(復旧第2号)	室戸市吉良川町釣の口	32,959,500	H19.1.17	36	7	19.44	19	
3	H18日南復旧治山工事(復旧第4号)	室戸市吉良川町日南	35,922,600	H19.2.7	10	6	60	15	
4	H18中の川(本数調整伐)地域防災対策総合治山工事(地防第51-3号)	室戸市吉良川町中の川	3,150,000	H19.3.5	2	2	100	2	
4	H18中の川No. 2地域防災対策総合治山工事(地防第51号)	室戸市吉良川町中の川	68,766,600	H19.2.1	21	10	47.62	25	
4	H18中の川No. 4地域防災対策総合治山工事(地防第51-1号)	室戸市吉良川町中の川	42,886,200	H19.2.13	17	7	41.18	18	
5	H17西島林地荒廃防止工事(林地荒廃第455号)	安芸郡安田町西島	21,385,350	H18.8.18					段階確認 数不明
5	H17野根林地荒廃防止工事(林地荒廃第451号)	安芸郡東洋町野根	30,110,850	H18.6.30	28	14	50	35	
5	H18中島林地荒廃防止工事(林地荒廃第101号)	安芸郡東洋町中島	5,510,400	H18.11.28	7	1	14.29	9	
5	H18入河内林地荒廃防止工事(林地荒廃第104号)	安芸市入河内	10,313,100	H18.12.11	8	1	12.5	10	
5	H18山田林地荒廃防止工事(林地荒廃第102号)	室戸市室津山田	32,070,150	H19.3.7	21	14	66.67	22	
6	H18伊尾木ユスダニヤマ保安林改良工事(保改第204号)	安芸市伊尾木ユスダニヤマ	2,031,750	H19.3.14	2	2	100	3	
6	H18井ノ谷西畝山保安林改良工事(保改第201号)	室戸市羽根町井ノ谷西畝山	4,371,150	H18.12.25	1	1	100	2	

工 種 別 番 号	工 事 名	工 事 箇 所	請 負 金 額	検 査 日	監督職員の立会			監督 補助 職員 業務 日数	備 考
					段階 確認 数	現地 立会 数	現地 立会 率 (%)		
6	H18内京坊保安林改良工事(保改第203号)	安芸郡安田町内京坊	4,200,000	H19.3.9	2	1	50	2	
6	H18小島保安林改良工事(保改第202号)	安芸郡北川村小島	6,229,650	H19.3.20	5	5	100	5	
6	H18奈比賀西小谷保安林改良工事(保改第205号)	安芸市奈比賀西小谷	6,109,950	H19.3.28	2	2	100	2	
6	H18畑山東谷保安林改良工事(保改第206号)	安芸市畑山東谷	9,049,950	H19.3.8	3	1	33.33	2	
12	H18安倉災害関連緊急治山工事(災関連治山第701号)	安芸郡北川村安倉	7,469,700	H18.11.22	8	2	25	9	

※工種別番号

1 森林基幹道開設事業 2 森林管理道開設事業 3 復旧治山工事 4 地域防災対策総合治山工事
 5 林地荒廃防止工事 6 保安林改良工事 7 生活環境保全林整備工事 8 水源流域広域保全工事
 9 地すべり防止工事 10 地すべり防止施設災害復旧工事 11 林地荒廃防止施設災害復旧工事
 12 災害関連緊急治山工事

中央東林業事務所

工種別番号	工事名	工事箇所	請負金額	検査日	監督職員の出会			監督補助職員業務日数	備考
					段階確認数	現地立会数	現地立会率(%)		
1	H17森林基幹道開設事業 長沢川口線3工区工事(基幹第6号)	土佐郡大川村下切	47,376,000	H18.10.16	33	3	9.091	37	
1	H17森林基幹道開設事業 長沢川口線4工区工事(基幹第7号)	土佐郡大川村下切	63,893,550	H19.3.5	55	14	25.45	34	
1	H17森林基幹道開設事業 奥大田三谷線1工区工事(基幹第8号)	長岡郡大豊町梶ヶ内	61,861,800	H19.1.17	32	10	31.25	43	
1	H17森林基幹道開設事業 河口落合線6工区工事(基幹第15号)	香美市物部町市字	64,024,800	H18.10.24	31	15	48.39	20	
1	H17森林基幹道開設事業 寒風大座礼東線1工区工事(基幹第77号)	土佐郡大川村小麦畝	55,850,550	H18.11.10	17	2	11.76	27	
1	H17森林基幹道開設事業 程野黒丸線工事(基幹第27号)	土佐郡土佐町黒丸	46,300,800	H18.5.31	18	8	44.44	35	
1	H17森林基幹道開設事業 河口落合線3工区工事(基幹第12号)	香美市物部町中平	66,733,800	H19.2.9	36	14	38.89	69	
1	H17森林基幹道開設事業 奥大田三谷線2工区工事(基幹第72号)	長岡郡大豊町三谷	43,565,550	H19.2.19	36	10	27.78	31	
1	H18森林基幹道開設事業 河口落合線1工区工事(基幹第10号)	香美市物部町根木屋	53,610,900	H19.3.27	35	18	51.43	33	
1	H18森林基幹道開設事業 河口落合線4工区工事(基幹第13-1号)	香美市物部町船ヶ谷	4,695,600	H18.11.20	6	6	100	5	
1	H18森林基幹道開設事業 程野黒丸線工事(基幹第27号)	土佐郡土佐町黒丸	46,320,750	H19.3.27	35	20	57.14	41	
2	H17森林管理道開設事業 岡ノ内別府線工事(管理第67号)	香美市物部町市字	57,302,700	H18.12.19	42	20	47.62	38	
2	H17森林管理道開設事業 立花南池線工事(管理第55号)	香美市物部町南池	58,716,000	H18.7.26	13	8	61.54	12	
3	H17芥川復旧治山工事(復旧第10号)	土佐郡土佐町芥川	16,785,300	H18.12.26	16	11	68.75	24	
3	H17有間復旧治山工事(復旧第9号)	土佐郡土佐町有間	31,732,050	H18.9.14	19	12	63.16	36	
3	H17駒野復旧治山工事(復旧第7号)	土佐郡土佐町駒野	31,165,000	H18.6.28	18	6	33.33	29	
3	H17下瀬戸復旧治山工事(復旧第8号)	土佐郡土佐町下瀬戸	35,247,450	H18.11.29	19	13	68.42	21	
3	H17中切復旧治山工事(復旧第6号)	高知市土佐山中切	30,944,550	H18.5.10	11	4	36.36	7	
3	H17山崎復旧治山工事(復旧第4号)	香美市物部町山崎	27,833,400	H18.9.1	49	18	36.73	23	
3	H18黒丸復旧治山工事(復旧第9号)	土佐郡土佐町黒丸	34,708,800	H19.3.8	27	12	44.44	29	

工種別番号	工事名	工事箇所	請負金額	検査日	監督職員の出会			監督補助職員業務日数	備考
					段階確認数	現地立会数	現地立会率(%)		
3	H18仁尾ヶ内復旧治山工事(復旧第8号)	長岡郡大豊町仁尾ヶ内	35,799,750	H19.3.27	18	9	50	27	
3	H18中切No. 2復旧治山工事(復旧第11号)	土佐郡大川村中切	29,213,100	H19.2.28	12	1	8.333	19	
3	H18南川復旧治山工事(復旧第10号)	土佐郡土佐町南川	31,833,900	H19.3.15	16	12	75	29	
3	H18山崎復旧治山工事(復旧第6号)	香美市物部町山崎	69,289,500	H19.3.27	10	4	40	18	
5	H17三谷林地荒廃防止工事(林地荒廃第484号)	長岡郡大豊町三谷	38,714,550	H18.10.17	19	11	57.89	22	
5	H18岩原陰林地荒廃防止工事(林地荒廃第105号)	土佐郡土佐町岩原陰	9,685,200	H19.3.14	8	2	25	18	
5	H18上津川林地荒廃防止工事(林地荒廃第106号)	土佐郡土佐町上津川	18,596,550	H19.3.29	26	9	34.62	25	
6	H17笹保安林改良工事(保安林改良第210号)	香美市物部町笹	15,847,650	H18.12.18	8	1	12.5	10	
9	H17大川(大川)水源流域広域保全工事(水広第501-5号)	土佐郡大川村大北川 他1	14,925,750	H18.7.13	12	4	33.33	6	
9	H17大川(加集)水源流域広域保全工事(水広第501-1-4号)	土佐郡大川村加集	15,274,350	H18.10.18	26	3	11.54	21	
9	H17大川(加集)水源流域広域保全工事(水広第501-1号)	土佐郡大川村加集	75,361,650	H18.9.13	33	5	15.15	28	
9	H18大川(朝谷No. 14)水源流域広域保全工事(水広第401-2)	土佐郡大川村朝谷	18,320,400	H19.1.16	11	4	36.36	10	
10	H17岩原地すべり防止工事(地すべり第601号)	長岡郡大豊町岩原	23,857,050	H18.8.17	12	6	50	8	
10	H17大滝地すべり防止工事(地すべり第608号)	長岡郡大豊町大滝	39,684,750	H18.9.14	16	7	43.75	27	
10	H17中内地すべり防止工事(地すべり第602号)	長岡郡大豊町中内	50,019,900	H18.5.15	34	9	26.47	32	
10	H17中切地すべり防止工事(地すべり第605号)	土佐郡大川村中切	56,691,600	H18.12.1	32	8	25	37	
10	H17西川地すべり防止工事(地すべり第603-2号)	長岡郡大豊町西川	17,283,000	H18.8.10	12	3	25	11	
10	H17西川地すべり防止工事(地すべり第603-4号)	長岡郡大豊町西川	54,907,650	H19.3.28	47	7	14.89	41	
10	H17西川地すべり防止工事(地すべり第603号)	長岡郡大豊町西川	51,887,850	H18.12.6	28	12	42.86	26	
10	H18井野川地すべり防止工事(地すべり第505号)	土佐郡大川村井野川	12,729,150	H19.3.28	17	7	41.18	11	
10	H18岩原地すべり防止工事(地すべり第501号)	長岡郡大豊町岩原	22,735,650	H19.2.2	14	6	42.86	30	
10	H18岩原地すべり防止工事(地すべり第501-2号)	長岡郡大豊町岩原	28,431,900	H19.3.26	10	0	0	12	
10	H18三津子野地すべり防止工事(地すべり第504号)	長岡郡大豊町三津子野	29,911,350	H19.3.16	12	9	75	9	
10	H18袖ノ木地すべり防止工事(地すべり第503号)	長岡郡大豊町袖ノ木	14,122,500	H19.3.26	17	5	29.41	16	

工種別番号	工事名	工事箇所	請負金額	検査日	監督職員の立会			監督補助職員業務日数	備考
					段階確認数	現地立会数	現地立会率(%)		
11	H17下瀬戸地すべり防止施設災害復旧工事(地すべり施設災第2号)	土佐郡土佐町下瀬戸	41,981,100	H18.11.29	23	15	65.22	33	
11	H17西川地すべり防止施設災害復旧工事(地すべり施設災第1号)	長岡郡大豊町西川	26,104,050	H18.11.27	16	7	43.75	27	
12	H17中尾谷災害関連緊急治山工事(災害治山第703号)	香美市物部町中尾谷	96,549,600	H18.12.11	18	10	55.56	27	
12	H18大平災害関連緊急治山工事(災害治山第704号)	長岡郡大豊町大平	42,169,050	H19.3.29	48	2	4.167	41	
12	H18中尾谷災害関連緊急治山工事(災害治山第703-1号)	香美市物部町中尾谷	23,293,200	H19.3.28	9	5	55.56	21	

※工種別番号
 1 森林基幹道開設事業 2 森林管理道開設事業 3 復旧治山工事 4 地域防災対策総合治山工事
 5 林地荒廃防止工事 6 保安林改良工事 7 生活環境保全林整備工事 8 水源流域広域保全工事
 9 地すべり防止工事 10 地すべり防止施設災害復旧工事 11 林地荒廃防止施設災害復旧工事
 12 災害関連緊急治山工事

中央西林業事務所

工種別番号	工事名	工事箇所	請負金額	検査日	監督職員の立会			監督補助職員業務日数	備考
					段階確認数	現地立会数	現地立会率(%)		
1	H17森林基幹道開設事業 寒風大座礼西線1工区工事(基幹第1号)	吾川郡いの町桑瀬	93,144,450	H18.8.29	29	23	79.31	26	
1	H17森林基幹道開設事業 寒風大座礼西線4工区開設工事(基幹第3号)	吾川郡いの町桑瀬	36,403,500	H18.11.10	25	15	60	23	
1	H17森林基幹道開設事業 下土居松谷線1工区工事(基幹第28号)	吾川郡仁淀川町竹ノ谷	74,516,400	H18.8.23	20	7	35	37	
1	H17森林基幹道開設事業 土居柳野線1工区工事(基幹第43号)	高岡郡越知町鎌井田桑藪	54,677,700	H18.5.10	40	25	62.5	36	
1	H17森林基幹道開設事業 下土居松谷線2工区工事(基幹第29号)	吾川郡仁淀川町大西	73,487,400	H18.6.9	24	14	58.33	30	
1	H17森林基幹道開設事業 土居柳野線2工区工事(基幹第32号)	吾川郡いの町小川柳野	75,800,550	H18.5.12	44	35	79.55	32	
1	H18森林基幹道開設事業 下土居松谷線2工区工事(基幹第29号)	吾川郡仁淀川町大西	73,293,150	H19.3.28	39	25	64.1	25	
1	H18森林基幹道開設事業 土居柳野線2工区工事(基幹第32号)	吾川郡いの町小川柳野	74,397,750	H19.3.28	34	20	58.82	31	
1	H18森林基幹道開設事業 土居柳野線1工区工事(基幹第43号)	高岡郡越知町鎌井田桑藪	54,905,550	H19.3.9	37	18	48.65	32	
2	H17森林管理道開設事業 大引割線工事(管理第59号)	吾川郡仁淀川町別枝	74,950,050	H18.5.11	22	16	72.73	33	
2	H18森林管理道開設事業 大引割線工事(管理第59号)	吾川郡仁淀川町別枝	65,416,050	H19.3.22	20	13	65	25	
2	H18森林管理道開設事業 小日浦線工事(管理第57号)	高岡郡越知町南ノ川	46,313,400	H19.3.23	48	21	43.75	26	
3	H17川窪復旧治山工事(復旧第27号)	吾川郡いの町川窪	9,603,300	H19.8.29	11	8	72.73	20	
3	H17戸中復旧治山工事(復旧第12号)	吾川郡いの町戸中	78,128,400	H18.6.14	28	10	35.71	30	
3	H18馬路復旧治山工事(復旧第13号)	吾川郡いの町馬路	54,148,500	H19.2.28	14	10	71.43	24	
3	H18太田復旧治山工事(復旧第17号)	吾川郡仁淀川町太田	55,266,750	H18.11.1	12	5	41.67	12	
3	H18大西復旧治山工事(復旧第18号)	吾川郡仁淀川町大西	37,742,250	H19.2.19	19	8	42.11	21	
3	H18川窪復旧治山工事(復旧第27-3号)	吾川郡いの町川窪	33,024,600	H19.3.16	30	16	53.33	20	
3	H18賢定復旧治山工事(復旧第15号)	吾川郡いの町賢定	38,209,500	H19.3.23	16	9	56.25	16	
3	H18下名野川復旧治山工事(復旧第19号)	吾川郡仁淀川町下名野川	38,004,750	H19.3.30	54	19	35.19	23	
3	H18須ノ森復旧治山工事(復旧第14号)	吾川郡いの町須ノ森	28,879,200	H19.2.26	36	32	88.89	22	
3	H18戸中復旧治山工事(復旧第12号)	吾川郡いの町戸中	55,283,550	H19.3.16	31	14	45.16	24	

工種別番号	工事名	工事箇所	請負金額	検査日	監督職員の立会			監督補助職員業務日数	備考
					段階確認数	現地立会数	現地立会率(%)		
3	H18長屋復旧治山工事(復旧第20号)	吾川郡仁淀川町長屋	48,027,000	H19.3.28	16	10	62.5	21	
5	H17青潰林地荒廃防止工事(林地荒廃第483号)	高岡郡越知町越知丁	13,864,200	H18.6.7	11	10	90.91	28	
5	H17戸中No.2林地荒廃防止工事(林地荒廃第457号)	吾川郡いの町戸中	34,681,500	H18.6.12	23	14	60.87	23	
5	H17中屋林地荒廃防止工事(林地荒廃第461号)	吾川郡いの町中屋	29,421,000	H18.7.12	19	10	52.63	33	
5	H17松ノ木林地荒廃防止工事(林地荒廃第460号)	吾川郡いの町松ノ木	18,082,050	H18.11.13	26	13	50	23	
5	H18坂本林地荒廃防止工事(林地荒廃第116号)	吾川郡仁淀川町坂本	15,358,350	H19.2.28	11	7	63.64	22	
5	H18下ノ谷林地荒廃防止工事(林地荒廃第118号)	高岡郡越知町下ノ谷	41,378,400	H19.2.20	16	11	68.75	22	
5	H18中林地荒廃防止工事(林地荒廃第113号)	吾川郡仁淀川町中	23,778,300	H18.12.5	13	6	46.15	22	
5	H18寺野林地荒廃防止工事(林地荒廃第108号)	吾川郡いの町寺野	21,177,450	H19.3.12	28	15	53.57	20	
5	H18寺村西浦林地荒廃防止工事(林地荒廃第115号)	吾川郡仁淀川町寺村西浦	18,453,750	H19.3.27	46	21	45.65	22	
5	H18野久保林地荒廃防止工事(林地荒廃第110号)	吾川郡いの町野久保	21,577,500	H19.1.23	9	5	55.56	21	
5	H18別枝林地荒廃防止工事(林地荒廃第117号)	吾川郡仁淀川町別枝	36,341,550	H19.3.26	26	10	38.46	27	
5	H18明神林地荒廃防止工事(林地荒廃第109号)	吾川郡いの町明神	27,092,100	H19.1.24	14	6	42.86	17	
6	H18桐見川保安林改良工事(保改第212号)	吾川郡仁淀川町長者	9,759,750	H19.3.30	10	7	70	7	
8	H17別枝生活環境保全林整備工事(生環第551-1号)	吾川郡仁淀川町別枝	15,015,000	H18.6.6	11	5	45.45	20	
8	H17別枝生活環境保全林整備工事(生環第551号)	吾川郡仁淀川町別枝	65,784,600	H18.5.10	24	22	91.67	31	
8	H18別枝生活環境保全林整備事業(生環第301号)	吾川郡仁淀川町別枝	23,216,550	H19.3.20	11	8	72.73	19	
9	H17池川(作業道)水源流域広域保全工事(水広第502号)	吾川郡仁淀川町楮原	63,068,250	H18.8.2	30	14	46.67	32	
9	H18池川(作業道)水源流域広域保全工事(水広第402-3号)	吾川郡仁淀川町楮原	48,538,350	H19.3.29	12	12	100	14	
10	H17葛地すべり防止工事(地すべり第606号)	吾川郡いの町葛	51,597,000	H18.5.16	21	11	52.38	26	
10	H17潰溜地すべり防止工事(地すべり第607号)	吾川郡仁淀川町潰溜	19,678,050	H18.6.9	13	11	84.62	29	
10	H18葛地すべり防止工事(地すべり第506号)	吾川郡いの町葛	35,003,850	H19.3.13	18	5	27.78	22	
10	H18潰溜地すべり防止工事(地すべり第507号)	吾川郡仁淀川町潰溜	38,026,800	H18.12.11	24	15	62.5	23	

工種別番号	工事名	工事箇所	請負金額	検査日	監督職員の立会			監督補助職員業務日数	備考
					段階確認数	現地立会数	現地立会率(%)		
12	H17太郎田災害関連緊急治山工事(災関治山第701号)	吾川郡仁淀川町太郎田	24,285,450	H18.6.30	12	8	66.67	26	
12	H17日比原災害関連緊急治山工事(災関治山第705号)	吾川郡いの町日比原	26,819,100	H18.11.27	46	25	54.35	31	
12	H17程野災害関連緊急治山工事(災関治山第706号)	吾川郡いの町程野	52,823,400	H18.12.13	24	13	54.17	31	

※工種別番号

- 1 森林基幹道開設事業 2 森林管理道開設事業 3 復旧治山工事 4 地域防災対策総合治山工事
5 林地荒廃防止工事 6 保安林改良工事 7 生活環境保全林整備工事 8 水源流域広域保全工事
9 地すべり防止工事 10 地すべり防止施設災害復旧工事 11 林地荒廃防止施設災害復旧工事
12 災害関連緊急治山工事

須崎林業事務所

工種別番号	工事名	工事箇所	請負金額	検査日	監督職員 の 立会			監督補助職員業務日数	備考
					段階確認数	現地立会数	現地立会率(%)		
1	H17森林基幹道開設事業 北山貝名線5工区工事(基幹第46号)	高岡郡津野町赤木	73,782,450	H18.8.17	35	16	45.71	37	
1	H18森林基幹道開設事業 北山貝名線3工区工事(基幹第87号)	高岡郡津野町赤木	15,953,700	H19.1.16	4	3	75	4	
2	H17森林管理道開設事業 永野大田戸線2工区工事(管理第69号)	高岡郡橋原町大田戸	62,679,750	H18.5.16	16	12	75	37	
2	H17森林管理道開設事業 永野大田戸線1工区工事(管理第66号)	高岡郡橋原町大田戸	89,721,000	H18.6.16	31	5	16.13	31	
3	H18太郎川復旧治山工事(復旧第22号)	高岡郡橋原町太郎川	32,166,750	H19.3.21	17	2	11.76	25	
3	H18野地ヶ谷復旧治山工事(復旧第24号)	高岡郡橋原町野地ヶ谷	15,435,000	H18.11.16	13	4	30.77	22	
3	H18船戸牛王原復旧治山工事(復旧第21号)	高岡郡津野町船戸牛王	26,758,200	H19.2.28	14	3	21.43	19	
5	H17東黒川林地荒廃防止工事(林地荒廃第469号)	高岡郡津野町東黒川	42,805,350	H18.8.29	28	13	46.43	62	
5	H17宮谷林地荒廃防止工事(林地荒廃第472号)	高岡郡津野町宮谷	19,143,600	H18.7.13	10	8	80	28	
5	H18井崎No.1林地荒廃防止工事(林地荒廃第126号)	高岡郡四万十町井崎	33,057,150	H19.3.26	12	4	33.33	23	
5	H18岡本林地荒廃防止工事(林地荒廃第120号)	須崎市岡本	30,774,450	H19.3.28	6	1	16.67	35	
5	H18久保川林地荒廃防止工事(林地荒廃第125号)	高岡郡四万十町久保川	24,312,750	H18.12.22	10	5	50	19	
5	H18坂ノ川林地荒廃防止工事(林地荒廃第119号)	須崎市坂ノ川	20,063,400	H19.1.9	2	1	50	12	
5	H18重谷林地荒廃防止工事(林地荒廃第122号)	高岡郡津野町重谷	17,494,050	H19.2.22	17	11	64.71	32	
5	H18太郎川No.2林地荒廃防止工事(林地荒廃第123号)	高岡郡橋原町太郎川	35,354,550	H19.3.9	15	3	20	59	
5	H18西の川林地荒廃防止工事(林地荒廃第124号)	高岡郡橋原町西の川	14,481,600	H19.2.2	9	8	88.89	25	
6	H17船戸保安林改良工事(保安第235号)	高岡郡津野町船戸	17,218,950	H19.3.22				31	段階確認実施表なし
9	H18日曾の川水源流域地域保全工事(水地第451号)	高岡郡津野町日曾の川	30,527,700	H19.3.27	16	6	37.5	24	
10	H17中の川地すべり防止施設災害復旧工事(地すべり施設災第3号)	高岡郡橋原町中の川	7,345,800	H18.7.20	7	3	42.86	20	
12	H17西黒川災害関連緊急治山工事(災関治山第702号)	高岡郡津野町西黒川	30,518,250	H19.2.20	45	15	33.33	54	

※工種別番号

- 1 森林基幹道開設事業 2 森林管理道開設事業 3 復旧治山工事 4 地域防災対策総合治山工事
- 5 林地荒廃防止工事 6 保安林改良工事 7 生活環境保全林整備工事 8 水源流域広域保全工事
- 9 地すべり防止工事 10 地すべり防止施設災害復旧工事 11 林地荒廃防止施設災害復旧工事
- 12 災害関連緊急治山工事

幡多林業事務所

工種別番号	工事名	工事箇所	請負金額	検査日	監督職員 の 立会			監督補助職員業務日数	備考
					段階確認数	現地立会数	現地立会率(%)		
1	H17森林基幹道開設事業 日見須大成川線3工区工事(基幹第42号)	四万十市西土佐大宮	74,979,450	H18.5.16	89	29	32.58	10	
3	H17玉柄復旧治山工事(離島(復旧)第651号)	宿毛市沖の島町玉柄	52,064,250	H18.9.28	21	8	38.1	26	
3	H18上足川復旧治山工事(復旧第25号)	高岡郡四万十市西土佐上足川	25,897,200	H19.1.24	54	13	24.07	24	
3	H18下家地No.2復旧治山工事(復旧第28号)	高岡郡四万十市西土佐下家地	33,149,550	H19.2.20	19	9	47.37	27	
3	H18宗呂上No.4復旧治山工事(復旧第30号)	土佐清水市宗呂上	42,754,950	H19.3.23	22	9	40.91	30	
3	H18長瀬No.3復旧治山工事(復旧第31号)	土佐清水市長瀬	23,445,450	H19.1.30	12	6	50	23	
3	H18二の又No.1復旧治山工事(復旧第26号)	高岡郡四万十市西土佐二の又	36,213,450	H19.1.25	31	15	48.39	25	
3	H18二の又No.2復旧治山工事(復旧第27号)	高岡郡四万十市西土佐二の又	14,731,500	H18.12.26	19	13	68.42	18	
4	H17小馬場No.2地域防災対策総合治山工事(地防第402号)	土佐清水市小馬場	52,456,950	H18.7.25	26	17	65.38	49	
4	H18小馬場No.2地域防災対策総合治山工事(地防第52号)	土佐清水市小馬場	10,371,900	H18.12.22	10	8	80	10	
5	H18岩間林地荒廃防止工事(林地荒廃第128号)	四万十市西土佐岩間	27,167,700	H19.3.26	34	28	82.35	43	
5	H18坂ノ下林地荒廃防止工事(林地荒廃第132号)	宿毛市坂ノ下	22,272,600	H19.1.9	23	15	65.22	30	
5	H18中家地林地荒廃防止工事(林地荒廃第127号)	四万十市西土佐中家地	26,789,700	H19.1.12	21	3	14.29	27	
5	H18中村林地荒廃防止工事(林地荒廃第129号)	四万十市中村	11,397,750	H19.1.11	15	12	80	14	
5	H18森沢林地荒廃防止工事(林地荒廃第130号)	四万十市森沢	10,844,400	H18.11.29	14	13	92.86	11	
5	H18和田林地荒廃防止工事(林地荒廃第131号)	宿毛市和田	16,282,350	H19.1.26	19	14	73.68	34	
11	H17安並林地荒廃防止施設災害復旧工事(施設災第3号)	四万十市安並	13,001,100	H18.6.26	14	10	71.43	11	

※工種別番号

- 1 森林基幹道開設事業 2 森林管理道開設事業 3 復旧治山工事 4 地域防災対策総合治山工事
- 5 林地荒廃防止工事 6 保安林改良工事 7 生活環境保全林整備工事 8 水源流域広域保全工事
- 9 地すべり防止工事 10 地すべり防止施設災害復旧工事 11 林地荒廃防止施設災害復旧工事
- 12 災害関連緊急治山工事

監査公表第18号

平成19年10月16日

高知県監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等あて報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

19高行管第213号

平成19年9月28日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）
平成19年8月10日付け19高監報第5号で報告のありましたうえのことについて、特別指摘及び嚴重注意とされた機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 特別指摘とされた機関

中央西農業振興センター

(1) 事実認定

平成18年度増井地区一般農道整備護岸工事（耕地第311-803号）において、請負契約書第19条第1項に基づく工事の内容変更通知によって同工事とは別工事となる1号重力式路側擁壁（L=41.2m）の追加施工を指示し、第1回変更設計書で変更処理を行っていた。

(2) 特別指摘事項

上記の追加工区は、護岸工事箇所から約200メートル離れた箇所であり、かつ、契約の同一性も認められず別途契約とすべきものである。これは、設計変更に関する事務取扱要領（平成18年3月30日17高建管第729号土木部長通知）に違反する極めて不適正な事務処理である。

今後は、設計変更に関する事務取扱要領を遵守し、二度とこのようなことがないよう厳正な取扱いを強く求める。

(3) 措置状況

契約の同一性を基本原則とした設計変更の適正な事務処理について理解が不十分であったため、別途契約とすべき工事を設計変更で対応したものです。

このため、関係職員に対して「設計変更に関する事務取扱要領」の周知徹底を行うとともに、併せて、設計変更の決裁に際し適否をチェックするリストを作成し、確認を行うこととしました。

今後は、契約の同一性などの「設計変更に関する事務取扱要領」における基本原則を遵守し、適切な事務処理に努めます。

須崎林業事務所

(1) 事実認定

平成18年度岡本林地荒廃防止工事（林地荒廃第120号）は、山腹に土留工と法面工を施工する工事であるところ、法面工としての植生基材吹付工を第1回設計変更では、土質によりラス金網有（面積=204.4㎡）とラス金網無（面積=467.5㎡）の客土吹付工（厚さ1cm）で施工することとした。

しかし、施工状況を見ると、ラス金網無の客土吹付工（施工単価1㎡当たり834円）区域は、施工単価が安価（1㎡当たり204円）な種子散布工が施工され、出来形と設計内容が相違していた。そのため、設計内容と比べて、442,050円安い工事費で現場が完成していたにもかかわらず、完成検査で合格として第1回設計変更の客土吹付工の施工単価により支払っていた。

また、種子散布工とする第2回変更契約手続がなされず、かつ、検査も当該変更前の設計書のまま行っていたものである。

(2) 特別指摘事項

上記は、第1回設計変更を行った後に、現場で協議のうえ、変更指示を行ったにもかかわらず、第2回変更設計の作成及び契約変更を怠った極めて不適正な事務処理である。また、種子散布工等の現地確認に監督職員が立会していなかったものである。

これは、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第52条第1項及び高知県建設工事検査技術基準（平成17年3月3日16高建検第74号土木部長通達）に基づく工事実施状況の検査を怠る極めて不適正な事務処理である。

今後は、審査及びチェック体制を強化するとともに、二度とこのようなことがないよう厳正な取扱いを強く求める。

(3) 措置状況

今回指摘を受けた事項については、森林土木課職員で再発防止に向けた改善策について話し合うとともに、所属の全職員に対して周知徹底をしました。

今後は、工事監督職員への現場研修や報告の徹底等の指導強化を図るとともに、チェックリストの活用などにより、設計書の審査体制の強化に努め、二度とこのようなことのないよう、高知県契約規則等の関係法令を遵守し、適正な事務処理に努めます。

また、工事の監督・検査にあたっては、それぞれの技術基準に基づき、より厳正な監督・検査に努めます。

なお、支払済みの請負金額と出来形による工事費との差額の442,050円については、請負者の同意のもとに、既に県に返納されています。

2 嚴重注意とされた機関

東京事務所

(1) 事実認定

長期継続契約（契約期間3年）による複写サービス契約において、3年間の支出見込額が120万円であるため予定価格調書を作成しなければならないにもかかわらず、初年度の見込額（40万円）が基になると誤解して予定価格調書を作成していなかった。

(2) 嚴重注意事項

高知県契約規則第31条の3及び高知県契約規則の施行について（昭和55年2月19日付け副知事通達）第4の1の3で予定価格調書の作成を省略できる範囲が例示されているが、上記の事務処理は、この規定に違反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 措置状況

長期継続契約を行う場合は、高知県会計事務処理要領に基づいて適正な事務処理に努めることとし、今回の複合機の更新時（平成21年度）に支出見込額が100万円を超える場合は、予定価格調書の作成漏れがないよう十分注意のうえ、事務処理を行います。

希望が丘学園

(1) 事実認定

ア 平成17年度予算で支払うべき平成18年2月分及び3月分の園長公舎ガス代を平成18年5月23日に平成18年度予算で支払っていた。

イ 平成18年度の児童の漢字検定で当初申込より1名多く受検したため、検定料の追加料金を支払っている。この際、相手方から送付されたファクシミリの「検定料不足金額のために交付されるご案内」の文書に「不足額を支払ってよろしいか」と記入して、簡易決裁を受け、これを証拠書類として支出負担行為兼支出命令書で支払っていた。この案内文書を請求書と見なしているが、請求書とは認められないものである。

また、当学園を試験会場として使用した際、事務連絡費及び準会場実施費を差し引いた金額を支払っていた。

ウ 平成18年度警備業務委託契約において、積算基礎額の端数を切り上げて予定価格（入札書比較価格）を定め、その予定価格と同額で落札されたため、積算基礎額を上回る金額で契約をしていた。

(2) 嚴重注意事項

上記アは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に規定する歳出の会計年度所属区分に違反する不適正な事務処理である。

上記イは、請求書の要件を備えていない書類による支出で

あり、高知県会計規則第45条に規定する取り扱いに違反する不適正な事務処理である。

また、高知県会計規則第2章第6節に基づき、受験料の全額を歳出、事務連絡費及び準会場実施費を歳入とする相殺の手続を行うべきであるにもかかわらず、これを怠った不適切な事務処理である。

上記ウは、高知県契約規則第16条に規定する設計金額を超えない適正な予定価格決定に違反しており不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 措置状況

アについては、平成18年2月分、3月分及び4月分の3か月分合計のガス代の請求書を5月下旬に受理し、それを誤って18年度分として支払ったものです。

今後は、相手方に対して請求書の適当な時期の提出を促すとともに、請求月の確認を十分行うことにより、会計年度独立の原則を十分留意して適正な執行に努めます。

イについては、事務手続を十分に確認することなく、要件が具備されていない書面を請求書と見なして簡易決裁を受けたものです。

また、当初の漢字検定料の支払いについては、相殺処理についての認識が十分でなかったために生じたものです。

今後は、内部での検討をこれまで以上に行うとともに、研修会等へ積極的に参加することにより高知県会計規則の規定についての理解を深め、適正な執行に努めます。

ウについては、高知県契約規則を熟知していなかったため、積算基礎額の端数を切り上げて予定価格を定めたことにより、積算基礎額を上回る金額で警備業務委託契約を交わしていたものです。

今後はこのようなことがないよう適正な執行に努めてまいります。

農業技術センター

(1) 事実認定

平成18年5月実施の監査及び平成18年12月実施の出納局の会計検査において重ねて注意されているにもかかわらず、平成18年12月から平成19年3月末までの間に、10万円以下の物品購入・修繕経費支出伺に決裁権者の決裁がないものが7件あった。

(2) 嚴重注意事項

上記は、監査及び会計検査で重ねて注意を受けているにもかかわらず、その後においても同様の事例が繰り返されており、事務の改善が図られていないと言わざるを得ない。

今後は、このようなことがないようチェック体制を強化し、適正な事務処理を強く求める。

(3) 措置状況

日ごろから事務の適正執行に留意してきましたが、「10万円以下の物品購入・修繕経費支出伺」で処理する件数は年間約1,300件におよび、「経費支出伺」の記載処理の不手際や、案件によっては同決裁の未了段階で「支出負担行為決議書兼支出命令書」の作成に取り掛かったケースなどがあり、双方の照合ができていないものがありました。

また、決裁権者の決裁漏れについては、これまで改善に結びつけて来られなかったことを深く反省し、厳正に対処しなければならぬと受け止めています。

このため、平成19年4月からは、今回の事例のような軽易な範囲の内容については、高知県事務処理規則に基づき、決裁処理が円滑に行えるように次長が決裁できることとし、自らの自覚と責任において入念にチェックを行うこととしています。

また、目標設定制度の実施に当たっては、会計事務の適正化を組織力向上の一方策として捉え、上位の職位にある者は日常的な調達業務を通じて、部下の育成の観点から積極的なOJTを励行するよう喚起しています。

併せて、職員一人ひとりの適正執行に向けて、会計事務研修等への積極的な参加を勧めるほか、職場全体の支払業務の流れに関しては職種間の垣根を払い、部門ごとの役割分担を明確にしたうえで責任執行を促していきます。

このように、職場を挙げて「会計事務の適正執行」に向けた執行環境を整えていくとともに、職員一人ひとりの意識の醸成に努めます。

畜産試験場

(1) 事実認定

ア 早収期限が平成18年10月23日とされている平成18年10月の電気料を10月30日に遅れて支払ったため、11月に遅延加算金11,006円(3%)を支払っていた。

イ 電話機の賃貸借契約(平成13年11月19日から平成18年11月18日まで)及びファクシミリの賃貸借契約(平成14年6月5日から平成19年6月4日まで)において、契約当初から支払年度区分を毎年度一月ずつ、誤って支出していた。

(2) 嚴重注意事項

上記アは、定例的な毎月の支払であることから、適切な確認が行われていれば起こり得ないものであり、不適正な事務処理である。

上記イは、地方自治法第208条及び地方自治法施行令第143条に規定する歳出の会計年度所属区分に違反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 措置状況

アの電気料については、請求書が郵便受けの隅に落ち込んでいることに気付くのが遅れたことから支払遅延となったものです。このため、原因となった郵便受けについては二重底を目張りし、郵便物が落ち込まないように対処しました。今後は、月々の定例的な支払いについては請求の有無について十分に確認を行い、適正な事務処理に努めます。

イの賃借料については、契約当初に年度をまたがる賃借期間の支払について、旧年度で支払うべき電話料金とあわせて請求があっていたことから、新年度で支払うべきところを誤って旧年度で支払っていたものです。また、契約期間が継続する後年度においても、契約当初の事務処理に気付かず、単年度の12回分の賃借料として誤解し請求書に基づき支出していたものです。

今後の事務処理については、職員全員が会計事務の重要性を再確認するとともに、会計指導課の指導助言を受けることや、会計に関する理解度の向上のために会計研修等にも積極的に参加することなどにより、適正な事務の執行に努めます。

高知駅周辺都市整備事務所

(1) 事実認定

平成17年度都市計画道路はりまや町一宮線連続立体交差関連公共施設整備工事(連立関公第1-1号)請負契約において、建設工事請負契約書の部分払、中間前金払の選択の特記事項について、「部分払を適用する。この場合において、第34条第2項及び第3項は適用しない。」としていたが、平成18年8月9日付けで中間前金払認定請求書を受け付け、中間前金払として請負代金額の20パーセント、13,377,000円を支払っていた。

(2) 嚴重注意事項

請負者は、契約締結時に部分払を選択しており、契約締結後の変更は認めない旨を入札条件に明示していたにもかかわらず、契約内容の確認を怠り中間前金払をしていた。これは、契約内容に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 措置状況

本件は、請負人、工事監督職員及び契約担当職員の3者が建設工事請負契約書の内容を確認せずに事務処理を行ったことが原因ですので、契約設計書裏の背表紙へ中間前金払又は部分払のいずれかを記入し、契約担当職員及び工事監督職員が、請負人からの中間前金払又は出来高部分払の請求に対して容易に確認できるよう事務改善をしました。

今回の結果を厳粛に受け止め、今後はこのようなことがないよう適正な事務処理に努めます。

19高教政第770号

平成19年9月28日
高知県監査委員 様
高知県教育委員会委員長
定期監査の嚴重注意に対する措置について(通知)
平成19年8月10日付け19高監報第5号で報告のありました定期監査の結果について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により通知します。

記

- 東部教育事務所
(1) 事実認定
ガソリンの単価を1月12日から変更契約をし、1リットル133.35円としていたにもかかわらず、変更契約前の135.45円で請求され、そのまま支払っていた。また、2月分及び3月分も同様に変更契約前の単価で支払っていた。
- (2) 嚴重注意事項
上記は、会計処理に関する基本的な認識が欠如し、また、管理監督の立場にある職員によるチェック機能が働かないまま行われた行為であり、さらに高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号)第48条第1項の規定に定めた取り扱いを逸脱する不適正な処理である。
今後は、このようなことがないようにチェック体制を強化し、適正な事務処理を強く求める。
- (3) 措置状況
今回の嚴重注意事項については、会計事務における基本的なミスであり、今後は、支払書類の決裁時における確認等を徹底し、適正な処理に努めます。
山田高等学校
(1) 事実認定
行政財産の目的外使用に伴う電気料、水道料及び下水道料の徴収において
ア 電気料の単価を誤って算定していた。
イ 徴収すべき燃料費調整単価の算定が漏れていた。
ウ 徴収すべきでない燃料費調整単価を算定していた。
エ 消費税込みの燃料費調整単価に消費税を付加していた。
オ 水道料金が改定により値上がりしていたが、旧料金で算定していた。
カ 徴収すべき下水道料の算定が漏れていた。
- (2) 嚴重注意事項
上記は、行政財産の目的外使用許可取扱基準(平成6年9月30日総務部長通達)第11条第2項に違反する不適正な事務処理である。
今後は、このようなことがないように適正な事務処理を強く求める。
- (3) 措置状況

今回の嚴重注意事項については、基本的な事務処理のミスであり、今後は、
ア そのつど算定の根拠となる単価表や検針票等の書面により単価や料金を十分確認し、適正な事務処理を行う。
イ 決裁時のチェック機能を十分果たすとともに、担当以外の職員にも書類を回覧し、複数で確認を行うようにする。
ウ 管理職も含めて、条例や規則の理解を深め適正な事務処理に努める。

19高企病第264号
平成19年9月12日

高知県監査委員 様
高知県公営企業局長
定期監査に対する措置状況について(通知)
平成19年8月10日付け19高監報第5号で報告のありました監査結果に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 安芸病院
(1) 事実認定
ア 単価契約である「平成18年度検査試薬売買契約」において、21品目については見積書を徴しないで電話で単価を問い合わせた契約していた。
イ 見積単価1,900円の試薬を2,000円の単価で契約し、同単価で支払をしていた。
- (2) 嚴重注意事項
上記アについては、旧高知県病院局規程(昭和42年3月14日病院局管理規程第3号)第21条の規程に違反する不適正な事務処理である。
また、上記イについては会計処理に関する基本的な認識が欠如し、更に管理監督の立場にある職員によるチェック機能が働かないまま行われた行為である。
今後は、チェック体制を強化し、このようなことがないように適正な事務処理を強く求める。
- (3) 措置状況
今回指摘を受けた事項については、関係規程に沿った事務処理を行うよう、管理職を含めた所属職員に指導徹底しました。また、チェック体制を強化し、今後はこのようなことがないように、公営企業局事務処理規程等に基づく適正な事務処理に努めます。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125

号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成19年10月16日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
住民基本台帳ネットワークシステム県サーバ機器等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県政策企画部市町村振興課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日
平成19年9月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社四国法人営業支店 香川県高松市中央町5番31号
- 5 落札金額
月額 744,817円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成19年8月7日